

Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 (Sādhanaśamuddeśa) の研究 —VP 3.7.80

小川 英世

0 VP 3.7.80 の位置づけと問題の所在

バルトリハリ (Bhartrhari) は、Vākyapadīya 「〈能成者〉 詳解」 章 (Sādhanaśamuddeśa) 第 45 詩節から第 46 詩節において、〈能成者〉 すなわち *kāraka* の一つである 〈目的〉 (*karman*) を次のように分類した¹。

VP 3.7.45: *nirvartyaṃ ca vikāryaṃ ca prāpyaṃ ceti tridhā matam /
tatrepśitatamaṃ karma carturdhānyat tu kalpitam //*

「それら [一般的に *kāraka* と呼ばれるもの] のうち、[〈行為主体〉が自己の〈行為〉を通じて] 最も得ようと欲するものが 〈目的〉 (*karman*) と呼ばれる。[そしてその 〈目的〉は] 〈実現対象〉 (*nirvartya*)、〈変容対象〉 (*vikārya*)、〈到達対象〉 (*prāpya*) と呼ばれる三種に区分されると考えられる。一方、他の [〈目的〉] は四種に区分されると考えられる」

VP 3.7.46: *anudāsīnyena yat prāpyaṃ yac ca kartur anīpsitam /
saṃjñāntarair anākhyātaṃ yad yac cāpy anyapūrvakam //*

「[それら他の 〈目的〉 術語規則に基づく四種の 〈目的〉 のうち、まず第一の 〈目的〉 は A 1.4.50 が規定する] 関心を寄せることなく到達されるべき [〈目的〉] であり、さらに [第二の 〈目的〉 は同じく A 1.4.50 が規定する] 〈行為主体〉 が得ようと望まない [〈目的〉] であり、[第三の 〈目的〉 は、A 1.4.51 が規定する、〈目的〉 という術語とは] 異なる [*kāraka*] 術語によって言及されない [〈目的〉] であり、[第四の 〈目的〉 は、その他の 〈目的〉 術語規則によって規定される] 他 [の *kāraka* 術語] に先行される [〈目的〉] である」

バルトリハリによれば、〈目的〉 は以下のように分類される。

1. A 1.4.49 *kartur īpsitatamaṃ karma* が規定する 〈目的〉
 - (a) 〈実現対象〉 (*nirvartya*) : *ghaṭaṃ karoti* (「彼は瓶を作っている」 瓶 [*ghaṭa*])
 - (b) 〈変容対象〉 (*vikārya*) : *suvarṇaṃ kuṇḍalaṃ karoti* (「彼は金を耳輪にしている」 金 [*suvarṇa*])
 - (c) 〈到達対象〉 (*prāpya*) : *grāmaṃ gacchati* (「彼は村に行く」 村 [*grāma*])
2. 他の 〈目的〉 術語規定規則が規定する 〈目的〉
 - (a) A 1.4.50 *tathāyuktaṃ cānīpsitam* が規定する 〈目的〉
 - i. 無関心到達対象 : *grāmaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati* (「彼は、村に行くとき、木の根本に近づく」 木の根本 [*vṛkṣamūla*])
 - ii. 得ようと望まない嫌悪対象 : *viṣaṃ bhakṣayati* (「彼は毒を食らう」 毒 [*viṣa*])

¹小川 [2008: 23–24] を見よ。

(b) A 1.4.51 akathitaṃ ca が規定する〈目的〉

gāṃ dogdhi (「彼は牛の乳を搾る」牛 [go])²

(c) 他の *kāraka* 術語に先行される〈目的〉(例えば A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma* が規定する〈目的〉)

grāmam adhiśete (「彼は村に住む」村 [grāma])³

しかしながら、バルトリハリによれば、意味論的には、所与の対象に対する術語〈目的〉の適用は、すべての場合に、卓越接辞-*tama* (*tamaṃ*) で終わる項目 *īpsitatama* に代わる、卓越接辞ゼロの *īpsita* が使用される以下の改訂規則によって実現される。

*A 1.4.49 *kartur īpsitaṃ karma* //

「〈行為主体〉が〔自己が参与する〕〈行為〉を通じて得ようと望む (*īpsita*) [*kāraka*] は〈目的〉と呼ばれる」

バルトリハリによれば、〈行為主体〉が〈行為〉を通じて得ようと望む性質 (*āptum iṣṭatvam*) が認められる *kāraka* はすべて〈目的〉と呼ばれる⁴。したがってバルトリハリは意味論的な術語〈目的〉規定に関して次のように述べる。

VP 3.7.78: *yathaivaikam apādānaṃ śāstre bhedena darśitam /
tathaikam eva karmāpi bhedena pratipāditaṃ //*

「文法規則 (*śāstra*) において、まさに単一の〈起点〉が多様に示されている。それと同様、〈目的〉もまた、まさに単一であるが、多様に説明される」

VP 3.7.79: *nirvartyo vā vikāryo vā prāpyo vā sādhanāśrayaḥ /
kriyānām eva sādhyatvāt siddharūpo 'bhidhīyate //*

「〔〈目的〉という〕〈能成者〉の基体は、〈実現対象〉であれ、〈変容対象〉であれ、〈到達対象〉であれ、まさに〈行為〉は実現されるべきものであるから、実現された相を有するものとして表示される」

VP 3.7.78 は、パーニニが同じ意味論的特質を有する〈目的〉に関して複数の文法規則を用意していることを指摘している。そして、VP 3.7.79 は、A 1.4.49 によって規定される〈目的〉の下位区分である〈実現対象〉も〈変容対象〉も〈到達対象〉も、すべて、言語表現のレベルでは、実現されるべきものである〈行為〉に対してそれを実現する〈能成者〉、*kāraka* として機能するものとして表現される、「得ようと望まれるもの」に他ならないことを述べている。

このように、バルトリハリによれば、意味論的には、〈目的〉と呼ばれるものはすべて〈行為主体〉が〈行為〉を通じて得ようと望むものであり、この特質が見出されるものにはすべて*A 1.4.49 により術語〈目的〉が適用される。VP 3.7.78–79 に先行する詩節では、分類 1 (a)–(c)、(2) (b) が議論されている。バルトリハリは、この意味論的な〈目的〉規定を、VP 3.7.80 において、分類 2 (a) にも適用するのである。VP 3.7.80 は以下のような詩節である。

²A 1.4.51 に関するバルトリハリの議論は小川 [2012; 2013] に詳説した。

³これらの例において〈目的〉と呼ばれるものを表示する項目の後には A 2.3.2 *karmaṇi dvitīyā* (「〈目的〉が表示されるべきとき、その〈目的〉が他の項目によっては表示されていないという条件下で、第二格接辞が起こる」) により、第二格接辞が導入される。

⁴詳細は小川 [2014] を見よ。ヘーラーラージャの説明 VP 3.7.78.14; 3.7.79.6 (小川 [2014: 58; 59]) をも参照せよ。

VP 3.7.80: ahiteṣu yathā laulyāt kartur icchopajāyate /
viṣādiṣu bhayādibhyas tathaivāsau pravartate //

「有害なものに対して、貪欲から、〈行為主体〉に欲求が起こるように、それとまったく同じように、恐怖等から毒等に対して [〈行為主体〉] にこの [欲求が] 起こる」

ヘーラーラーージャは、この詩節に対する注釈において、分類 2 (c) 「他の *kāraka* 術語に先行される〈目的〉」についても論ずる。なぜなら、バルトリハリは、Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」章 (Sādhanasamuddeśa) における〈目的〉論題において、このような意味論的に規定し得ない〈目的〉を主題的に論ずることはないからである。バルトリハリは、Vākyapadīya において、規則適用の問題を論ずることはなく、彼の関心は意味論にあることを端的に物語っているであろう。

分類 2 (c) の〈目的〉を規定する規則は以下のとおりである。

A 1.4.38 *krudhadruhor upasrṣṭayoḥ karma //*

A 1.4.43 *divaḥ karma ca //*

A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma //*

A 1.4.47 *abhiniviśaś ca //*

A 1.4.48 *upānvadhyānvasaḥ //*⁵

先行する *kāraka* 術語は、A 1.4.38 の場合 A 1.4.37 による〈受益者〉 (*sampradāna*)、A 1.4.43 の場合は A 1.4.42 による〈手段〉 (*kaṛaṇa*)、A 1.4.46–48 の場合は A 1.4.45 による〈基体〉 (*adhikaraṇa*) である。

これらの規則は、パーニニの *kāraka* 範疇が純粋に意味論的なものではなく、文法的なあるいは統語論的なものであることを示すが、これらの規則に関して問題となるのは、意味論的な課題ではなく、規則適用の優先性の問題である。そもそもこれらの規則を含め、*kāraka* 術語規則は、パーニニによって、後代のパーニニ文法家達が「単一術語論題」 (*ekasamjñādhikāra*) と呼ぶ論題下に配されている。本稿は、VP 3.7.80 の意図するところを明らかにすると同時に、上記の規則の実際の派生手続きにおける適用上の問題をも考察することとする。

1 VP 3.7.80

すでに述べたように、バルトリハリは VP 3.7.80 において、A 1.4.50 *tathāyuktaṃ cānīpsitam* の適用対象が彼の意味論的〈目的〉規定によって *A 1.4.49 *kartur īpsitaṃ karma* を通じて〈目的〉と呼ばれることを述べている。バルトリハリによれば、パーニニ文法の観点からは、A 1.4.50 についてもその定式化に独自の意義は見出し得ない。

⁵A 1.4.38、A 1.4.43、A 1.4.46 については本稿で詳論する。A 1.4.46 と同系の A 1.4.46–47 について直接論ずることはしない。因に A 1.4.46–47 はそれぞれ次のように解釈される。

A 1.4.47 *abhiniviśaś ca //* (「*upasarga* 複合体 *abhi-ni* に先行された *viś* (「入る」) が表示する〈行為〉の基体 (*ādhāra*) である *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる」)

A 1.4.48 *upānvadhyānvasaḥ //* (「*upasarga* である *upa*・*anu*・*adhi*・*ān* に先行された *vas* (「住む」) が表示する〈行為〉の基体である *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる」)

それぞれ、以下の文の派生において村が〈目的〉と呼ばれることを説明する。

grāmam abhiniviśate (「彼は村に入る」)

grāmam upavasati senā (「軍隊が村に駐留する」)

1.1 KV on A 1.4.50 tathāyuktaṃ cānīpsitam

先ずもって、Kāśikāvṛtti が当該規則をどのように説明しているかを見てみよう。Kāśikāvṛtti は A 1.4.50 を次のように説明する。

KV on A 1.4.50: (a) yena prakāreṇa kartur īpsitatamaṃ kriyayā yujyate tenaiva cet prakāreṇa yad anīpsitaṃ yuktaṃ bhavati tasya karmasaṃjñā vidhīyate / (b) īpsitād anyat sarvam anīpsitam, dveṣyam, itarac ca / (c) viṣaṃ bhakṣayati / caurān paśyati / grāmaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati //

「(a) 〈行為主体〉が最も得ようと望むものが〈行為〉と結びつく仕方とまったく同じ仕方で、もし、[〈行為主体〉が] 得ようと望まないものが [〈行為〉と] 結びつくならば、その [〈行為主体〉が得ようと望まないもの] に〈目的〉という術語が規定される。(b) 得ようと望まれるものとは異なる、嫌悪対象 (dveṣya) とそれら以外のもの [得ようと望まれるものでも嫌悪対象でもないもの] すべてのは得ようと望まれないものである。

(c) [嫌悪対象の例]

viṣaṃ bhakṣayati (「彼は毒を食らう」)

caurān paśyati (「彼は泥棒達を見る」)

[無記の例]

grāmaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati (「彼は、村に行くとき、木の根本に近づく」)

否定辞複合語 *an-īpsita* (「得ようと望まれないもの」) が排除 (paryudāsa) として、得ようと望まれるものとは異なるもの (anya) を指示するものと解釈されている⁶。よって、当該規則の適用対象として、得ようと望まれるものとは異なる、嫌悪対象 (dveṣya) と無記対象が指定される。後者の無記対象は、バルトリハリが VP 3.7.46 において「関心を寄せることなく到達されるべき [〈目的〉]」(audāsīnyena prāpyam) と呼ぶ、〈到達対象〉である。*viṣaṃ bhakṣayati* (「彼は毒を食らう」)・*caurān paśyati* (「彼は泥棒達を見る」) における毒と泥棒 (caura) は嫌悪対象であり、*grāmaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati* (「彼は、村に行くとき、木の根本に近づく」) における木の根本は無記対象である。

VP 3.7.80 においてバルトリハリは、嫌悪対象だけを問題としている。そして、彼が同詩節に表明する見解は、ボタンジャリのものである。

1.2 MBh on A 1.4.50

ボタンジャリは A1.4.50 に対する Bhāṣya で次のように述べている。

MBh on A 1.4.50 (I.333.13–23): [A] (a) kim udāharaṇam / viṣaṃ bhakṣayatīti / (b) naitad asti / pūrveṇāpy etat sidhyati / (c) na sidhyati / kartur īpsitatamaṃ karma ity ucyate kasya ca nāma viṣabhakṣaṇam īpsitaṃ syāt / (d) viṣabhakṣaṇam api kasyacid īpsitaṃ bhavati / (e) katham / (f) iha ya eṣa manuṣyo duḥkhārto bhavati so 'nyāni duḥkhāny anuṇīṣamya viṣabhakṣaṇam eva jyāyo manyate / ātaś cepsitam yat tad bhakṣayati //

[B] (a) yat tarhy anyat kariṣyāmīty anyat karoti tad udāharaṇam / (b) kiṃ punas tat / (c)

⁶この否定辞複合語は A 2.2.6 nañi に基づく tatpuruṣa である。*īpsita* (「得ようと望まれるもの」) の派生については、小川 [2014: 20, note 2] を見よ。

grāmāntaram ayaṃ gacchaṃś caurān paśyaty ahiṃ laṅghayati kaṅṭakān mṛdnāti //
 [C] (a) ihepstiāyāpi karmasamjñārabhyate 'nīpsitāyāpi / (b) yad idānīm naivepsitam nāpy
 anīpsitam tatra katham bhavitavyam / grāmāntaram ayaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati
 kuḍyamūlāny upasarpitī / (c) atrāpi siddham / (d) katham / (e) anīpsitam iti nāyaṃ prasajya-
 pratiṣedha īpsitam neti / kiṃ tarhi / paryudāso 'yaṃ yad anyad īpsitāt tad anīpsitam iti / anyac
 caitad īpsitād yan naivepsitam nāpy anīpsitam iti //

「[A] (a) [問] [A 1.4.50 に対する] 例は何か。

[答] [以下の文である。]

viṣaṃ bhakṣayati (「彼は毒を食らう」)

(b) [反論] これは例とはなり得ない。この例は先行の [A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma] によっても成立する。

(c) [再反論] 成立しない。[先行規則においては]「〈行為主体〉が〈行為〉を通じて最も得ようと望むものが〈目的〉と呼ばれる」と言われている。そして、一体誰が、毒を食らうことを得ようと望んだりしよう⁷。

(d) [答論] 毒を食らうことですら得ようと望む者は誰かいる⁸。

(e) [問] どうして [得ようと望むのか]。

(f) この世間では、苦しみに悩むこなる人は、他の苦しみを予想して、まさに毒を食らった方がましだと考える。

そしてこれゆえ、彼は得ようと望むところのもの [である毒]、それを食べる。

[B] (a) それでは、その [*viṣaṃ bhakṣayati* という例] は、「私は甲 (苦の回避) をなそう」と意思して乙 (毒を食らうこと) をなす時の例である。

(b) [問] しかし、何が [当該規則の] それ [すなわち例] にあたるのか。

(c) [答] [以下の文である。]

grāmāntaram ayaṃ gacchaṃś caurān paśyaty ahiṃ laṅghayati kaṅṭakān mṛdnāti
 (「彼は、別の村へ行くとき、泥棒達を見、蛇の側を通り、刺を踏む」)⁹

⁷カイヤタは当該 Bhāṣya に以下のような解釈を与えている。Pradīpa on MBh to A 1.4.50 (II.411–412): kasya ca nāmeti / viṣaṃ iti vaktavye viṣabhakṣaṇam iti kimartham ucyate / yadi bhakṣaṇam īpsitam tadā viṣam apīpsitam, viṣabhakṣaṇasya tv anīpsatave viṣam api prāṇaharatvād anīpsitam bhavati / bhakṣaṇakriyayā ca viṣam nepitam, parihārādīkriyāpekṣayā tu tad īpsitam bhavaty eveti bhakṣaṇagrahaṇena pradarsyate / (「『そして一体誰が』 (kasya ca nāma) : 『毒を』と言ふべきなのに、何のために『毒を食らうこと』と述べるのか。もし、食べることを得ようと望むならば、毒もまた得ようと望まれるものである。一方、毒を食らうことが得ようと望まれるものではないならば、毒もまた得ようとは望まれるものではない。なぜなら、[毒は] 命を奪うものだからである。そして、食らうという〈行為〉を通じて毒は得ようと望まれるものではない。そうではなくて、必ず回避等の〈行為〉に相関してその [毒] は得ようと望まれるものとなる。このことが『食らうこと』という語の言及を通じて [パタンジャリにより] 示されている」)

⁸Pradīpa on MBh to A 1.4.50 (II.411–412): viṣabhakṣaṇam apīti / yathā īpsitatame lokasya sukhaprāptyarthā kriyāyām pravṛttis tathā bhayādibhyo duḥkhanivṛtyarthāpi viṣādiṣv ity arthah / (「『毒を食らうことすら』 (viṣabhakṣaṇam api) : 世間の人は、最も得ようと望むもの場合には、楽を獲得するために、〈行為〉に向けて発動する。それと同様、毒等 [といった嫌悪対象] の場合には、彼等は苦の除去のために [〈行為〉に向けて発動する]、という意味である」)

⁹Pradīpa on MBh to A 1.4.50 (II.411–412): caurān paśyatīti / viṣayendriyasambandhasāmarthyād darśana-nāptum anīstatamā api caurās tathāyuktāḥ pūrvenāsiddhakarmabhāvā anena karmasamjñāyā sambadhyante / (「『彼は泥棒達を見る』 (caurān paśyati) : 対象と感官の関係の効力により、泥棒達は、実際には知覚行為を通じて得ようと最も望まれるものではないにもかかわらず、[最も得ようと望まれるものが知覚という〈行為〉と結びつくと] 同じ仕方でも [その〈行為〉と] 結びつくから (tathāyukta)、先行規則 [A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma によっては] 〈目的〉たる資格は確立されないものとして、本規則 [A 1.4.50 tathāyuktaṃ cānīpsitam] により 〈目的〉という術語と関係する」)

[C] [反論] (a) この事例においては、[別の村という最も]得ようと望まれるもの (īpsita) にも¹⁰、[泥棒・蛇・刺という]得ようと望まれないもの (anīpsita) にも、〈目的〉という術語が導入されている。

(b) 今や、得ようと望まれるものでは決してなく、得ようと望まれないものでもないものに関して、どうして [術語〈目的〉の適用が] 起こり得よう。

grāmāntaram ayaṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpatī kuḍyamūlāny upasarpatī
 (「彼は、別の村へ行くとき、木の根に近づき、壁の土台に近づく」)

[この文において木の根、壁の土台は得ようと望まれるものでも得ようと望まれないものでもない。]

(c) [答論] この場合も確立される。

(d) [問] どのようにか。

(e) [答] *anīpsita* (*an-īpsita*) というこの [否定辞複合語] は、「得ようと望まれるものである」と想定してそれを否定する [矛盾対立を表示する] 想定否定 (*prasajyapratīṣedha*) ではなく、そうではなくて、この [否定辞複合語] は、「得ようと望まれるものと異なるもの、それが *anīpsita* である」という [意味を表示する] 排除 (*pariyudāsa*) である。そして、得ようと望まれるものでもなく、得ようと望まれないものでもないものは、得ようと望まれるものと異なるものである¹¹。

VP 3.7.80 が *Bhāṣya* [A] (d)–(f) を下敷きにしていることは明らかであろう。パタンジャリによれば、人は意思していることと異なることを実際的になす存在である。苦の回避を意思して本意ではない毒の摂取を受け入れる。世間の人々は、彼らが最も得ようと望むものの場合には、楽を得るために〈行為〉を発動し、毒等といった嫌悪対象の場合には、主人等への恐怖等に起因する苦しみの除去のために〈行為〉を発動する。「毒を食らった方がましだ」と思念する状況において、毒は得ようと望まれるものであり、その意味で、*viṣaṃ bhakṣayati* において毒は A 1.4.49 によって〈目的〉と呼ばれる。

1.3 〈到達対象〉の特性と得ようと望まれるもの (*īpsita*)

すでに述べたように、バルトリハリは、VP 3.7.80 において嫌悪対象だけに言及し、無記対象に触れない。ヘーラーラージャがどのように無記対象に関する意味論的な術語〈目的〉適用を正当化しているのかを見ておこう。

先ずもって、A 1.4.50 の適用対象が、すべて、A 1.4.49 が規定する〈目的〉の下位区分としての〈到達対象〉であることに注目しなければならない。バルトリハリは VP 3.7.53 において〈到達対象〉の特性を次のように述べた¹²。

¹⁰Pradīpa on MBh to A 1.4.50 (II.411–412): *īpsitasāyāpīti / īpsitatamasyāpīty arthaḥ /* (「『得ようと望まれるものにも』 (*īpsitasāyāpi*) : 最も得ようと望まれるものにも、という意味である」)

¹¹Pradīpa on MBh to A 1.4.50 (II.411–412): *nāyaṃ prasajyapratīṣedha iti / yathādharmānṛtādibhir uttarapadārthapratīpakṣabhūtaṃ vastu tatpratiṣedhadvāreṇa pratīpādyate tathānīpsitasābdenāpi dveṣyaṃ vastu yad abhidhiyate tad eva na gṛhyate, kiṃ tu sarvaṃ īpsitād anyad ity arthaḥ //* (「『この [否定辞複合語] は、想定否定 (*prasajyapratīṣedha*) ではない』 (*nāyaṃ prasajyapratīṣedhaḥ*) : 例えば、*a-dharma* (「非法」)・*an-ṛta* (「非真実、虚偽」) 等によって、[その否定辞複合語の] 後続要素の意味と矛盾するもの (*pratīpakṣa*) が、その [後続要素の意味の] 否定を通じて理解せしめられる。それと同じように、*an-īpsita* という語によっても、[その否定辞複合語の後続要素の意味である〈得ようと望まれるもの〉と矛盾するものである] 嫌悪対象が [その後続要素の意味の否定を通じて] 表示される。しかし、[この否定辞複合語 *an-īpsita* からは] その嫌悪対象だけが把握されるのではなく、すべての、得ようと望まれるものとは異なるものが把握される、という意味である」)

¹²小川 [2008: 41–42] を見よ。

VP3.7.53: ābhāsopagamo vyaktiḥ soḍhatvam iti karmaṇaḥ /
viśeṣāḥ prāpyamāṇasya kriyāsiddhau vyavasthitāḥ //

「〈顕現の獲得〉 (ābhāsopagama)、顕示 (vyakti)、適性 (soḍhatva) という到達される
〈目的〉の特性は〈行為〉の実現をもたらすものであると確立される」

三特性のうちの〈顕現の獲得〉は、対象性の獲得 (viśayabhāvāpatti, viśayatvāpatti) とも呼ばれ¹³、
〈到達対象〉の根本的特性である。あるものが〈到達対象〉と言われるとき、そのものは対象性を獲得
している。例えば、*grāmaṃ gacchati* (「彼は村に行く」) において村は到達意欲の対象 (samīhaviśaya)・
志向対象 (abhisamhita) となって、進行行為を実現し、*ādityaṃ paśyati* (「彼は太陽を見ている」)
においては太陽は知覚認識の対象となって、知覚行為を実現する。〈行為〉に対する対象性を獲得
するものが〈到達対象〉である。

ヘーラーラージャによれば、*viṣaṃ bhakṣayati* における毒も、*caurān paśyati* における泥棒も、
grāmāntaraṃ gacchan vṛkṣamūlāny upasarpati における木の根本も、すべて、〈行為〉に対する〈行
為〉を実現する対象性の獲得 (kriyāviśayabhāvāpatti) を通じて、〈到達対象〉としての〈得ようと望
まれるもの〉となる。彼の見解では、〈行為〉に対する対象性の獲得こそが、〈到達対象〉のもつ、
得ようと望まれるものであるという属性の本質である。したがって、無記対象としての泥棒や木
の根本も、それらに〈行為〉に対する対象性の獲得という特性が見出される限り、*A 1.4.49 kartur
īpsitaṃ karma によって〈目的〉と呼ばれる¹⁴。

2 ekasaṃjñādhikāra

支配規則 A 1.4.23 kārake が支配する A 1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam から A 1.4.55 tatprayojako
hetuś ca までの規則は、kāraka 術語規定規則である。これらの規則は、解釈規則として機能する支
配規則 A 1.4.1 ā kaḍārād ekā saṃjñā の支配下にある。A 1.4.1 は、A 2.2.38 までの規則、すなわち、
Aṣṭādhyāyī の第 1adhyāya・第 2pāda から第 2adhyāya・第 2pāda の諸規則を支配する。この規則が
支配する諸規則が構成する論題は ekasaṃjñādhikāra (「単一術語論題」) と呼ばれる。

すでに述べたように、〈目的〉術語規定規則に関して、規則適用の優先性が問題となるのは、A
1.4.38、A 1.4.43、A 1.4.46–48 である。

2.1 KV on A 1.4.1 ā kaḍārād ekā saṃjñā

Kāśikāvṛtti が A 1.4.1 をどのように解釈しているかを先ず見てみよう。

KV on A 1.4.1: (a) kaḍārāḥ karmadhāraye iti vakṣyati / (b) ā etasmāt sūtrāvadher yad ita
ūrdhvam anukramiṣyāmaḥ, tatra ekā saṃjñā bhavātīti veditavyam / (c) kā punar asau, yā
parānavakāśā ca / (d) anyatra saṃjñāsamāveśān niyamārthaṃ vacanam ekaiva saṃjñā bha-
vatīti / (e) vakṣyati—hrasvaṃ laghu, bhīdi, chīdi—bhettā, chettā / saṃyoge guru, śikṣā,
bhikṣā / saṃyogaparasya¹⁵ hrasvasya laghusaṃjñā prāpnoti, gurusamjñā ca / ekā saṃjñā iti
vacanād gurusamjñāiva bhavati / (f) atatakṣat, ararakṣat / sanval laghuni ity eṣa vidhir na
bhavati //

「(a) *kaḍārāḥ karmadhāraye* という [規則 A 2.2.38 をパーニニは] 述べるであろう¹⁶。

¹³VP 3.7.64 (小川 [2011]) を見よ。

¹⁴VP 3.7.80.4–8 を見よ。

¹⁵*saṃyoge parasya* を訂正。

¹⁶A 2.2.38 kaḍārāḥ karmadhāraye // (「*kaḍāra* (「褐色の」) 群の項目は、*karmadhāraya* 複合語において、任
意に先置される」)

- (b) この規則限界まで、本規則 (A 1.4.1) 以降、順に我々が経るであろう [規則] においては、一つの術語が起こる、と知るべきである。
- (c) [問] しかしその [「一つの術語」と言われるその術語とは] どのような [術語] か。
[答] [A 1.4.2 vipratīṣedhe param kāryam に基づく] 後続の [術語] (parā) と [他の術語を阻止しなければ] 適用機会を失う [術語] (anavakāśā) である。
- (d) 他においては [すなわち、世間と文法学においては] [単一の事象に関する] 術語の共通用 (samjñāsamāveśa) があるから、[「一つの術語だけ」という] 制限 (niyama) を目的として、「一つの術語だけが起こる」というように [この規則が] 言明されている¹⁷。
- (e) [パーニニは] 以下の [二] 規則を述べるであろう。

A 1.4.10 hrasvaṃ laghu // (「短母音は laghu と呼ばれる」)

動詞語根 *bhid* (「分割する」)、*chid* (「切る」) に [A 3.1.133 ṅvultṛcau により] *kṛt* 接辞 *ṛc* が後続するとき¹⁸、[A 7.3.86 pugantalaghūpadhasya ca の適用によって、それぞれ] *bhetṛ* (「分割する者」)、*chetṛ* (「切る者」) が派生される¹⁹。

A 1.4.11 saṃyoge guru // (「結合子音 (saṃyoga) が後続するとき、短母音は guru と呼ばれる」)²⁰

[A 3.3.103 guroś ca halaḥ により] *sikṣ* (「学習する」) の *kṛt* 接辞で終わる女性形 *sikṣā* (「学習」)、*bhikṣ* (「乞食する」) の *kṛt* 接辞で終わる女性形 *bhikṣā* (「乞食」) の派生が説明される²¹。

結合子音を後続する短母音 [*sikṣ*、*bhikṣ* の *i*] に、術語 *laghu* と術語 *guru* の適用が結果する。「一つの術語が起こる」という言明に従い、術語 *guru* だけが起こる。

(f) *atakaṣat* (「彼は形作った」 *takṣ* 3rd sg. aorist P.)、*ararakṣat* (「彼は守った」 *rakṣ* 3rd sg. aorist P.) の派生において、A 7.4.93 sanval laghuni caṅpare 'naglope によるこの [*san* 接辞の場合に準ずる文法操作の] 規定は適用されない

先ず注目しなければならないのは、単一術語論下では、適用される術語はひとつであり、その術語は、規則の順序の点で、後続の規則によって規定される術語 (parā) か、他の領域には適用機会を持たず、他の術語の適用を排除しなければその適用機会が失われる術語 (anavakāśā) であるということである。

後者の適用機会喪失の日常例としてパタンジャリが引く例は以下のものである。

¹⁷Vt. 1 on A 1.4.1: anyatra samjñāsamāveśān niyamārthaṃ vacanam // MBh on vt. 1 to A 1.4.1 (I.296.4-7): anyatra samjñāsamāveśo bhavati / kvānyatra / loke vyākaraṇe ca / loke tāvat—indrah śakraḥ puruhūtaḥ purandarah / kanduḥ koṣṭhaḥ kusūla iti / ekasya dravyasya bahvyaḥ samjñā bhavanti / vyākaraṇe 'pi—kartavyam hartavyam ity atra pratyayakṛtkṛtyasamjñānām samāveśo bhavati / 世間では同一の神格に対して *Indra*・*Sakra* 等の名前が共通適用され、文法学では、同一の項目 *tavya* が *pratyaya*・*kṛt*・*kṛtya* と呼ばれる。

¹⁸A 3.1.133 ṅvultṛcau // (「動詞語根の後に *ṅvul* と *ṛc* が起こる」)

¹⁹A 7.3.86 pugantalaghūpadhasya ca // (「*puk* で終わる *āṅga*、*laghu* を *upadhā* (最後から2番目の音) とする *āṅga* に、*sārvadhātuka*・*ārdhadhātuka* が後続するとき、それらの *ik* 音に *guṇa* が代置される」) *ṛc* は A 3.4.114 ārdhadhātukaṃ śeṣaḥ により *ārdhadhātuka* と呼ばれる。

また、項目 *x* の後に接辞 *y* が導入されるとき、項目 *x* で始まる単位は、接辞 *y* に相関して、*aṅga* と呼ばれる (A 1.4.13 yasmāt pratyayavidhis tadādi pratyaye 'ṅgam)。 *bhid-ṛc* において、*bhid-*は *-ṛc* に相関して *aṅga* と呼ばれる。

²⁰A 1.1.7 halo 'nantarāḥ saṃyogaḥ // (「連続子音は *saṃyoga* と呼ばれる」)

²¹A 3.3.103 guroś ca halaḥ // (「子音で終わる、*guru* を有する動詞語根に、女性形で *kṛt* 接辞 *a* が導入される」) *sikṣ*-*a*-*tāp* → *sikṣā* A 4.1.4 ajādyataṣ tāp // *sikṣ* の母音 *-i-* は *guru* である。

MBh on pratyāhārasūtra 5 (I.28.14–15): brāhmaṇā bhojyantām mātharakauṇḍinyau pariveṣṭām iti nedānīm tau bhuñjāte /

「バラモン達は食事をとって下さい。マータラとカウンディニアは給仕すべし。したがって、彼ら二人は今食事をしない」

もし、マータラとカウンディニアが今食事をするとすれば、「マータラとカウンディニアは給仕すべし」という命令は、適用機会を失い、無意味となる²²。「バラモン達は食事をとって下さい」という命令に対して、この命令は、その命令を阻止せずには適用機会を失う命令である²³。

Kāśikāvṛtti は A 1.4.10 による術語 *laghu* に対する A 1.4.11 による術語 *guru* を文法上の適用機会喪失の例として挙げる。A 1.4.10 による術語 *laghu* に対して A 1.4.11 による術語 *guru* は、前者の適用領域と異なる領域に適用機会を持たない、前者の適用を阻止しなければ適用機会を失う術語である。*śikṣā* の派生が例示されている。

- (1) *śikṣ-a* (A 3.3.103 guroś ca halaḥ)
- (2) *śikṣ-a-tāp* (A 4.1.4 ajādyataṣ tāp, A 6.1.101 akaḥ savarṇe dīrghaḥ)
- (3) *śikṣā*

(1) の段階で、*śikṣ* の母音 *-i-* は、結合子音 *-kṣ* を後続している。この母音は短母音である。したがって先行の規則 A 1.4.10 *hrasvaṃ laghu* により、この母音には術語 *laghu* の適用が結果する。さらに、この母音は結合子音を後続している短母音であるから、A 1.4.11 *saṃyoge guru* により、術語 *guru* の適用も結果する。適用されるべき術語は一つである。術語 *laghu* は結合子音を後続しない短母音にも適用機会を有するにもかかわらず、A 1.4.11 が規定する術語 *guru* は結合子音を後続する短母音以外には適用機会をもたない²⁴。よって、結合子音を後続する短母音に関しては、術語 *guru* は術語 *laghu* を排除しなければ、自らの適用機会を失う術語である。このことから、(1) の段階で、当該の短母音 *-i-* には術語 *guru* が適用される²⁵。当然、A 7.3.86 の適用を受けて、**śekṣā* が派生されることはない。

Kāśikāvṛtti は、*atakaṣat* と *araraṣat* の派生に即して、術語 *laghu* と術語 *guru* の共通適用 (*samāveśa*) があり得ないことを示している。*atakaṣat* は以下のように派生説明される。

- (1) *takṣ*
- (2) *takṣ - ṇic* (A 3.1.26 *hetumati ca*)
- (3) *takṣ - i - luṇi* (A 3.2.110 *luṇi*)

²²カーティアーヤナは、*vacanaprāmānya* (「言明の権威」) という概念を用いる。パタンジャリは、*vacanaśāmarthya* (「言明の効力」) とそれを言い換え、別様には当該の言明が無意味 (*anarthaka*) となることであると説明する。カーティアーヤナは随所でこの概念を導入するが、一例のみ挙げよう。Vt. 3 on A 1.1.9: *tasyāvacaṇaṃ vacanaprāmānyāt // MBh on A 1.1.9 (I.62.18–20): tasyeti na vaktavyam / anyasya tulyāsyaprayatno 'nyasya savarṇasaṃjñāḥ kasmān na bhavati / vacanaprāmānyāt / savarṇasaṃjñāśāmarthyāt / yadi hy anyasya tulyāsyaprayatno 'nyasya savarṇasaṃjñāḥ syāt savarṇasaṃjñāvacaṇam anarthakaṃ syāt //*

²³一般規則 (*utsarga*) と例外規則 (*apavāda*) の例としてパタンジャリが言及する日常例は、「バラモン達にヨーグルトを与えて下さい。カウンディニアにはバターミルクを与えて下さい」(MBh on A 1.1.47 (I.115.2–3): *dadhi brāhmaṇebhyo dīyatām takraṃ kauṇḍinyāya*) である。適用機会喪失規則と例外規則がいかなる点で異なりいかなる点で同じなのかは、規則の適用対象、適用範囲、適用条件等を考慮すべき難しい問題であり、その考察は本稿の範囲を越える。Joshi/Roodbergen 1995: 9 を見よ。

²⁴A 1.4.12 *dīrghaṃ ca* は、長母音も *guru* と呼ばれることを規定する。術語 *guru* 一般を考慮すれば、術語 *guru* は結合子音を後続する短母音以外に適用機会を有するもの (*sāvakaśa*) となり、規則の後続性 (*paratva*) に基づいて、術語 *guru* が優先適用されることになる。しかし、ハラダッタはその解釈を採らない。Padamañjarī on KV to A 1.4.1: *sati tv asmin sūtre ekasyaikaiveti niyamād virodho jāyate, virodhe ca sati paratvānavakāśatvābhyām vyavasthā śakyate vaktum iti tatrānavakāśāyā udāharaṇam āha—vākṣyatiṭi / śikṣā, bhikṣeti /*

²⁵Vt. 28 on A 1.4.1: *laghu guru //* (「術語 *guru* は術語 *laghu* を阻止する」)

- (4) *takṣ - i - tip* (A 3.4.78 *tiptas* . . .)
 (5) *takṣ - i - tφ* (A 3.4.100 *itaś ca*)
 (6) *takṣ - i - cli- t* (A 3.1.43 *cli luṇi*)
 (7) *takṣ - i - cañ- t* (A 3.1.48 *ñisridrusrubhyaḥ kartari cañ*)
 (8) *takṣ - φ - a - t* (A 6.4.51 *ṇer aṇiṭi*)
 (9) *takṣ-takṣ- a - t* (A 6.1.11 *caṇi*)
 (10) *taφ-takṣat* (A 7.4.60 *haladiḥ śeṣaḥ*)
 (11) *aṭ-taφ-takṣat* (A 6.4.71 *luṇlaṇṛṅkṣv aḍ udāttaḥ*)
 (12) *ataṭakṣat*

段階(10)において、もし *abhyāsa* (A 6.1.4 *pūrho 'bhyāsaḥ*) と呼ばれる *-ta-* に後続する音節 *-takṣa-* の結合子音 *-kṣ* を後続する *-a-* が *laghu* と呼ばれるならば、以下の規則が適用される。

A 7.4.93 *sanval laghuni caṇpare 'naglope* // 「母音が *ṇi* の前でゼロ化されないという条件で²⁶、*abhyāsa* に *laghu* を有する音節が後続し、*aṅga* に *cañ* を後続する *ṇi* が後続するとき、その *abhyāsa* に *san* が後続する場合と同様の文法操作が起こる」

次の規則を見よ。

A 7.4.79 *sany ataḥ* // 「*san* が後続するとき、*a* 音で終わる *abhyāsa* に *i* 音が代置される」

A 7.4.94 *dīrgho laghoḥ* // 「母音が *ṇi* の前でゼロ化されないという条件で、*abhyāsa* に *laghu* を有する音節が後続し、*aṅga* に *cañ* を後続する *ṇi* が後続するとき、*abhyāsa* の *laghu* に長音が代置される」

もし、*-ta-* に後続する音節 *-takṣa-* の結合子音 *-kṣ* を後続する *-a-* が *laghu* と呼ばれるならば、*-ta-* の母音 *-a-* に *i* 音が代置され、さらにそれに長音が代置されて、**aṭitakṣat* も結果する。実際は、*-ta-* の母音 *-a-* は、*guru* を有する *-takṣ-a-* に先行している。

Kāśikāvṛtti は、後続の規則によって規定される術語 (*parā*) の例は挙げていない。この規則の後続性に依拠した術語適用の問題は、A 1.4.2 *vipratīṣedhe paraṃ karyam* を説明する際に論じよう。

2.2 anavakāśa と術語〈目的〉適用

単一術語論題下の A 1.4.38 *krudhadruhor upasrṣṭayoḥ karma* の適用対象に関する術語〈目的〉と A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma* の適用対象に関する術語〈目的〉はいずれも他の領域に適用機会をもたない、他の術語を阻止しなければ適用機会を失う術語である。

2.2.1 A 1.4.38

A 1.4.38 *krudhadruhor upasrṣṭayoḥ karma* は *Kāśikāvṛtti* によって次のように解釈される。

KV on A 1.4.38: (a) *pūrveṇa saṃpradānasaṃjñāyām prāptāyām karmasaṃjñā vidhīyate* / (b) *krudhadruhor upasrṣṭayor upasargasambaddhayor yaṃ prati kopas tat kārakaṃ karmasaṃjñam bhavati* / (c) *devadattam abhikrudhyati* / *devadattam abhidruhyati* / (d) *upasrṣṭayor iti kim* / *devadattāya krudhyati* / *yajñadattāya druhyati* /

²⁶動詞語根 *katha* (「物語る」 DhP X.307: *katha vākyaprabandhe*) は、A 6.4.48 *ato lopaḥ* により、最終母音 *-a* が *ṇi* の前でゼロ化される。したがって、*acakatath* が派生される。

「(a) 先行規則 [A 1.4.37] によって、〈受益者〉という術語が結果するとき、〈目的〉という術語が規定される。

(b) *upasarga* を有する、すなわち、*upasarga* と関係する、動詞語根 *krudh* (「腹を立てる」)・*druh* (「悪意を抱く」) の、怒りが向けられる先であるそのような *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる。

(c) [例]

devadattam abhikrudhyati (「彼はデーヴァダッタに腹を立てる」)

devadattam abhidruhyati (「彼はデーヴァダッタに悪意を抱く」)

(d) 「*upasarga* と関係する」言明目的

[反例]

devadattāya krudhyati (「彼はデーヴァダッタに腹を立てる」)

yajñadattāya druhyati / (「彼はヤジュニヤダッタに悪意を抱く」)

先行規則 A 1.4.37 *krudhadruheṣṛyāsūyārthānām yaṃ prati kopah* は以下のように解釈される。「動詞語根 *krudh* (「腹を立てる」)・*druh* (「悪意を抱く」)・*īṛṣy* (「妬む」)・*asūya* (*asū-yak* [A 3.1.27] 「けなす」) の意味を有する動詞語根が表示する〈行為〉、怒りが向けられる先であるそのような *kāraka* は〈受益者〉と呼ばれる」この規則の例は、反例として挙げられている *devadattāya krudhyati* (「彼はデーヴァダッタに腹を立てる」) 等である²⁷。

devadattam abhikrudhyati (「彼はデーヴァダッタに腹を立てる」) において、怒りが向けられる先であるデーヴァダッタには、先行規則 A 1.4.37 により〈受益者〉という術語が結果する。そしてこの同じデーヴァダッタには、当該規則 A 1.4.38 により〈目的〉という術語が結果する。このように同一のデーヴァダッタに、〈受益者〉と〈目的〉という二つの術語が結果する。適用されるべき術語は一つである。怒りが向けられる先への術語〈受益者〉の適用は、動詞語根 *krudh* がゼロ *upasarga* の場合も、*upasarga* である *abhi* に先行される場合も、適用機会を有する。いずれの場合も、立腹行為が理解される。これに対して、A 1.4.38 による怒りが向けられる先への術語〈目的〉の適用は、動詞語根 *krudh* がゼロ *upasarga* の場合には適用機会をもたない。したがって、動詞語根 *krudh* に *upasarga* である *abhi* が先行する場合に術語〈受益者〉を阻止しなければ、A 1.4.38 による術語〈目的〉は自らの適用機会を失う。このことから、本例文においては当該のデーヴァダッタには術語〈目的〉が適用される。カーティアーヤナは、A 1.4.1 に対する *Vārtika* で次のように述べている。

Vt. 31 on A 1.4.1: *krudhadruhor upasṛṣṭayoḥ karma saṃpradānam //*

「*upasarga* を有する動詞語根 *krudh*・*druh* に関係する術語〈目的〉は、術語〈受益者〉を阻止する」

2.2.2 A 1.4.46

A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma* による術語〈目的〉の適用も A 1.4.37 の場合と同様である。

A 1.4.46 に対する *Kāśikāvṛtti* は次のとおりである。

KV on A 1.4.46: (a) *pūrvenādhikaraṇasaṃjñāyām prāptāyām karmasaṃjñā vidhīyate* / (b) *adhīpūrvānām śīnsthās ite teṣām ādhāro yas tat kārakaṃ karmasaṃjñā bhavati* / (c) *grāmam adhiśete* / *grāmam adhiṣṭhāti* / *parvatam adhyāste* /

²⁷怒りが向けられる先であるデーヴァダッタが〈受益者〉と呼ばれるとき、*devadatta* の後には A 2.3.13 *caturthī saṃpradāne* により第四格接辞が導入される。

(a) 先行規則 [A 1.4.45] によって、〈基体〉という術語が結果するとき、〈目的〉という術語が規定される。

(b) *adhi* に先行される、動詞語根 *śm̐* (「横になる」)・*sthā* (「立つ、留まる」)、*ās* (「座る、住む」) といったこれらの [動詞語根が表示する〈行為〉の] 基体 (*ādhāra*) である、そのような *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる。

(c) [例]

grāmam adhiśete (「彼は村に住む」)
grāmam adhiṣṭhati (「彼は村に住む」)
parvatam adhyāste (「彼は山に住む」)

先行規則は、A 1.4.45 *ādhāro 'dhikaraṇam* (「〈行為〉の拠り所である〈行為主体〉と〈目的〉を保持する〈行為〉に対して、基体である、そのような *kāraka* は〈基体〉 (*adhikaraṇa*) と呼ばれる」) である。*kaṭe āste* (「彼はマットに横になる」) において、マット (*kaṭa*) は本規則によって〈基体〉と呼ばれる²⁸。

grāmam adhiśete (「彼は村に住む」) において、村には先行規則 A 1.4.45 によって術語〈基体〉が結果する。そしてこの同じ村には当該規則によって術語〈目的〉も結果する。同じ村に〈基体〉と〈目的〉という二つの術語が結果する。同じく、適用されるべき術語は一つである。村への術語〈基体〉の適用は、動詞語根 *śm̐* がゼロ *upasarga* である場合も、*upasarga* である *adhi* に先行される場合も、適用機会を有する。これに対して、A 1.4.46 による村への術語〈目的〉の適用は、動詞語根 *śm̐* がゼロ *upasarga* である場合には適用機会を持たない。動詞語根 *śm̐* に *upasarga* である *adhi* が先行する場合に術語〈基体〉を阻止しなければ、A 1.4.46 による術語〈目的〉は自らの適用機会を失う術語である。このことから、本例文においては当該の村に術語〈目的〉だけが適用される。

ここで注目されるのは、ヘーラーラージャの解釈である。

「*grāmam adhiśete* (「彼は村に住む」)・*nagaram upatiṣṭhati* (「彼は町に近づく」) 等においては、[*adhi*・*upa* といった] *upasarga* と関係する場合 [*śm̐*・*sthā* といった] 動詞語根は〈目的〉を有するから²⁹、後続性 (*paratva*) に基づいて術語〈目的〉が適用される。この場合、[カーティアーヤナによって以下のように] 言われている。

「*gehaṃ praviśati* (「彼は家に入る」) におけるように [術語]〈目的〉が [[術語]〈基体〉を阻止する]

[動詞語根が] *upasarga* に先行されない場合は、術語〈基体〉の適用が起こる」³⁰

ヘーラーラージャは、*grāmam adhiśete* において、村に関して A 1.4.45 による術語〈基体〉と A 1.4.46 による術語〈目的〉の両術語が結果するとき、A 1.4.2 の解釈規則によって、後続する規則 A 1.4.46 による術語〈目的〉が適用されるとする。そして、その根拠に *vārttika* を挙げている。このようなヘーラーラージャの解釈は、パーニニ文法学の観点から問題ある解釈であると言わなければならない。

カーティアーヤナは、A 1.4.1 に対する *Vārttika* において次のように述べている。

²⁸ マットが〈基体〉と呼ばれるとき、*kaṭa* の後には A 2.3.36 *saptamy adhikaraṇe ca* により第七格接辞が起こる。

²⁹ *nagaram upatiṣṭhati* において、*parasmaipada* 接辞で終わる *upatiṣṭhati* の *-sthā* は、A 1.3.26 *akarmakāc ca* (「*upa* に先行された〈目的〉を持たない〈行為〉を表示する動詞語根 *sthā* の後に *ātmanepada* 接辞が起こる」) により他動詞である。一方、*yāvadbhojanam upatiṣṭhate* (「彼は食事の度に居る」) においては *upa* に先行された、*ātmanepada* 接辞が起こる *-sthā* は自動詞である。

³⁰ 注釈和訳研究 VP 3.7.80.10 を見よ。

Vt. 33 on A 1.4.1: *adhikaraṇaṃ karma gehaṃ praviśati* // (「*gehaṃ praviśati* (『彼は家に入る』) においては、[家に関し] 術語〈目的〉は術語〈基体〉を阻止する」)

この *vārttika* を引いて、ヘーラーラージャは VP 3.7.73 に対する注釈で次のように述べた。

Prakāśa on VP 3.7.73 (289.20–22): *adhikaraṇaṃ karma gehaṃ praviśatīti / praveśopasarjanam atra sthānam arthaḥ / gehaṃ praveśanena vyāpya tiṣṭhatīti nimittanimittibhāvena praveśasthāne pratiyete / tatra praveśāpekṣayā karma sthānāpekṣayādhikaraṇam ity ubhaya-prāptau paratvāt karmodāhṛtam /*

「*gehaṃ praviśati* (『彼は家に入る』) という事例において、家 (*geha*) は、〈基体〉であり 〈目的〉である。この事例において、[*pra-viś*は] 入る [〈ハタラキ〉を] 従属要素とする在留 [の 〈ハタラキ〉] を意味する。[その *pra-viś*からは、彼は] 入る [〈ハタラキ〉] を通じて家を獲得して、[その家に] 留まる、というように原因と結果の関係で、入る [〈ハタラキ〉] と滞留 [の 〈ハタラキ〉の] 二者が理解される。

その事例では、[家は] 入る [〈ハタラキ〉] に相関して 〈目的〉であり、在留 [の 〈ハタラキ〉] に相関して 〈基体〉であるから、[術語〈目的〉と術語〈基体〉の] 両 [術語の適用] が結果し、この場合、規則の後続性に基づいて、〈目的〉という [術語が適用される] ことが例証される³¹」

因果関係にある入る 〈行為〉と滞留の 〈行為〉の二者を表示する *pra-viś* の場合、それら二つの 〈行為〉に相関して、家には A 1.4.49 *kartur īpsitatamaṃ karma* による術語 〈目的〉の適用と A 1.4.45 *ādhāro 'dhikaraṇam* による術語 〈基体〉の適用が結果し、A 1.4.2 の解釈規則により、後続規則 A 1.4.49 により、術語 〈目的〉が適用される。このことはカーティアヤーナが意図していたことである。

問題は、*adhi-sī*、*upa-sthā* に、*pra-viś* と同じように、〈基体〉と 〈目的〉を正当化し得る二種の 〈行為〉を想定できるかということである。想定し得ないとするならば、ヘーラーラージャの論理は破綻せざるを得ないであろう。*grāmam adhiśete* においては、意味論的に村の 〈目的〉としての正当化はできない。*adhi-sī* は文法的に、統語論的に他動詞であるからである。

さらに、*nagare tiṣṭhati* (『彼は町に留まる』) においては町 (*nagara*) は *sthā* が表示する留まる 〈行為〉に対して 〈基体〉として機能するとも言えるとしても、*nagaram upatiṣṭhati* において *upa-sthā* が表示する近づく 〈行為〉に対して 〈目的〉として機能する町がその同じ 〈行為〉に対して 〈基体〉としても機能するとは言えない。この点は、*grāmam adhiśete* において 〈目的〉という術語が適用される村 (*grāma*) が *adhi-sī* が表示する住む 〈行為〉に対して 〈基体〉として機能するのと異なる。勿論、*upa-sthā* に「何かに近づいて、そこに留まる」という意味を想定するならば、*pra-viś* の場合と同じ論理が当てはまることは言うまでもない。

ヘーラーラージャは、A 1.4.2 の解釈規則に基づいて、術語 〈目的〉の適用を正当化する論理を、A 1.4.38 にも適用する³²。ヘーラーラージャが A 1.4.2 をパーニニ文法学の伝統に則って解釈していない懸念が払拭されない。ここで、A 1.4.2 の伝統的な解釈を検討しておこう。

2.3 KV on A 1.4.2 *vipratīśedhe paraṃ kāryam*

A 1.4.2 *vipratīśedhe paraṃ kāryam* は単一術語論題の第二番目に位置する解釈規則である。パーニニ文法家達は、この解釈規則は単一術語論題外の規則適用に関しても有効なもののみならず、先

³¹VP 3.7.73–18 (小川 [2014: 45]) を見よ。

³²VP 3.7.80.15 を見よ。

ず、Kāśikāvṛttiの説明を見てみよう³³。

KV on A 1.4.2: (a) tulyabalavirodhaḥ vipratīṣedhaḥ / yatra dvau prasaṅgāv anyārthāv ekasmin yugapat prāpnuṭaḥ sa tulyabalavirodho vipratīṣedhaḥ / tasmin vipratīṣedhe paraṃ kāryaṃ bhavati / (b) utsargāpavādānityānityāntaraṅgabahirāṅgeṣu tulyabalatā nāstīti nāyam asya yogasya viśayaḥ, balavataiva tatra bhavitavyam / apravṛttau, paryāyeṇa vā pravṛttau prāptāyāṃ vacanam ārabhyate / (c) ato dīrgho yañi supi ca ity asyāvākāśaḥ—vrkṣābhyām, plakṣābhyām / bahuvacane jhaly et ity asyāvākāśaḥ—vrkṣeṣu plakṣeṣu / ihobhayaṃ prāpnoti—vrkṣebhyaḥ, plakṣebhyaḥ iti / paraṃ bhavati vipratīṣedhena //

「(a) 同等の力を有するものの間の矛盾 (tulyabalavirodha) が対立 (vipratīṣedha) である³⁴。

ふたつの適用可能性を有する規則 (prasaṅga) が、他の領域に目的を有し [すなわち他の領域に適用機会を有し] ながら、同一の領域に、同時に結果するとき、その [二者が同時に結果すること] が、同等の力を有するものの間の矛盾としての対立である³⁵。その対立があるとき、後続の [規則に規定された] 文法操作が起こる。

(b) 一般規則 (utsarga、例えば A 8.2.31) と例外規則 (apavāda、A 8.2.32)、義務的規則 (nitya、例えば A 3.1.77) と非義務的規則 (anitya、例えば A 7.3.86)、内的要因規則 (antaraṅga、例えば A 6.1.77) と外的要因規則 (bahiraṅga、例えば A 7.3.86) の間には力の同等性はない³⁶。したがって、この規則の領域は、そこにおいてはまさに強力な方が起こるべきできである、というような領域ではない。

[二つの文法規則の力の同等性に基づいて二文法規則の] 不発動 (apravṛtti) が結果するとき、あるいは、[二つの文法操作の] 交替適用 (paryāya; pākṣika) が結果するとき、この言明が定式化されている³⁷。

³³ A 1.4.1–1.4.2 の解釈については Cardona [1970: 40–48] に詳しい。

³⁴ MBh on A 1.4.2 (I.304.11–12): vipratīpūrvāt sidheḥ karmavyatihāre ghañ / itaretarapratīṣedho vipratīṣedhaḥ / anyonyapratīṣedho vipratīṣedhaḥ / パタンジャリによれば、vipratīṣedha は upasarga 複合体 vi-pra に先行された動詞語根 sidh に A 3.3.18 bhāve より kṛt 接辞 ghañ が導入された行為名詞であり、相互的な (karmavyatihāra) 対立を意味する。さらにこの vipratīṣedha は、itaretarapratīṣedha (「相互対立」)、anyonyapratīṣedha (「交互対立」) と言い換えられる。カイヤタによれば、両者は同義語と解されるか、あるいは、それぞれ交替適用 (paryāya) と不発動 (apratīpatti) を指示すると解される。Pradīpa on MBh to A 1.4.2 (II.320): sa evārthaḥ paryāyabhyām pradārśyate / yadvā paryāyāpratīpattī śabdadvayena pradārśyete / 交替適用、不発動については Kāśikāvṛtti を解説する際に言及する。

³⁵ Vt. 1 on A 1.4.2: dvau prasaṅgāv anyārthāv ekasmin sa vipratīṣedhaḥ // MBh on vt. 1 to A 1.4.2 (I.304.14): dvau prasaṅgau yadānyārthau bhavata ekasmiṃś ca yugapat prāpnuṭaḥ sa vipratīṣedhaḥ / カイヤタは、次のように説明している。Pradīpa on MBh to A 1.4.2 (II.320): dvau prasaṅgāv iti / sarvasyācāryavacanasya prāmāṇye 'pi labdhāvākāśayor vacanayor ekasmin viśaye viruddhakāryadvayasamarpaṇād asty eva virodhaḥ / prasajyete iti prasaṅgau vidhī / anyārthāv iti / anyatra sāvākāśau / sa vipratīṣedha iti / yugapad yāsau prāptih sā virodhanimitatvād abhedopacārād vipratīṣedhaśabdenoktā / 要点は以下のとおりである。(1) パーニニの言明にはすべて権威が認められる。しかしながら、独自の領域に適用機会を得ている二つの言明が同一の領域において対立する二つの操作を提供することから、それら二つの言明の間に対立がまさに起こる。(2) prasaṅga は適用が想定されるもの、暫定的に適用されるもの、適用可能なものを表示する。要するに規則 (vidhi) のことである。(3) 「他の領域に目的を有する」(anyārthau) とは、他の領域に適用機会を有するということである。(4) vipratīṣedha の定義において、対立の根拠としての同一領域における二規則の同時の結果が転義的に vipratīṣedha と呼ばれている。

³⁶ A 8.2.31 ho dhaḥ—A 8.2.32 dāder dhātor ghaḥ; 6.1.77 iko yaṅ aci—A 6.1.101 akaḥ savarṇe dīrghaḥ; A 3.1.77 tudādibhyaḥ śaḥ—A 7.3.86 pugantalaghūpadhasya ca; A 6.1.77 iko yaṅ aci—A 7.3.86 pugantalaghūpadhasya ca. 本稿では詳論し得ない。これらの規則適用の原則については Cardona [1970] を見よ。

³⁷ 力の同等な二規則の無発効 (apratīpatti) に関してパタンジャリは以下のような日常例を挙げている。MBh on A 1.4.2 (I.305.5–8): dvayos tulyabalayor ekaḥ presyo bhavati / sa tayoḥ paryāyeṇa kāryaṃ karoti / yadā tam ubhau yugapat preṣayato nānādikṣu ca kārye bhavatas tadā yady asāv avirodhārthī bhavati tata ubhayor na karoti / kim punaḥ kāraṇam ubhayor na karoti / yaugapadyāsambhavāt / nāsti yaugapadyena sambhavaḥ / (「二人の力の同等な者が一人の召使いを共有している。その [召使い] は、彼ら二人の仕事 (kārya) を交替で

(c) A 7.3.102 *supi ca* というこの規則は、*vrkṣābhyām* (*vrkṣa-bhyām*, *vrkṣa* 「木」 instr., dat., abl. du.), *plakṣābhyām* (*plakṣa-bhyām*, *plakṣa* 「イチジク」 instr., dat., abl. du.) において適用機会を有する³⁸。

A 7.3.103 *bahuvacane jhaly et* というこの規則は、*vrkṣeṣu* (*vrkṣa-sup*, loc. pl.), *plakṣeṣu* (*plakṣa-sup*, loc. pl.) において適用機会を有する³⁹。

以下の事例においては両規則が結果する。*vrkṣebhyaḥ* (*vrkṣa-bhyas*, dat., abl. pl.), *plakṣebhyaḥ* (*plakṣa-bhyas*, dat., abl., pl.) 一対立により、後者の文法規則の操作が起こる」

A 1.4.2 の解釈規則が適用される条件は、二規則間に対立 (*vipratīṣedha*) があることである。この対立は、それぞれに独自の適用領域を当該の領域以外に有する二規則 (*sāvakaśa*) が、当該の同一領域に同時に結果するとき起こる。

A 7.3.102 の条件は *a* 音で終わる *aṅga* に *yañ* (*y*, *bh*) で始まる名詞接辞が後続することであり、A 7.3.103 の条件は同じく *a* 音で終わる *aṅga* に *jhal* (*bh*, *s*) で始まる複数名詞接辞が後続することである。A 7.3.102 と A 7.3.103 はそれぞれ他の規則が適用されない *vrkṣābhyām* と *vrkṣeṣu* という独自の適用領域に適用機会を有し、*vrkṣa-bhyaḥ* という同一の領域において、共に結果する。優先適用されるのは、後続規則 A 7.3.103 である。

さてここで 2.2 において指摘したヘーラーラージャの規則の後続性の解釈を振り返ろう。*devadattam abhikrudhyati* において、怒りの対象であるデーヴァダッタに、同時に、A 1.4.37 による術語〈受益者〉と A 1.4.38 による術語〈目的〉が適用可能であるとしよう。A 1.4.37 は、*devadattāya krudhyati* において適用機会を有し、A 1.4.38 は *devadattam abhidruhyati* において適用機会を有する。しかし、*devadattam abhidruhyati* においては、同じく A 1.4.37 も適用機会を有する。すなわち、A 1.4.38 は、A 1.4.37 が適用できない独自の適用領域を持たないのである。このように考えるならば、ここにおける A 1.4.2 の解釈規則による解決は不可能であることになる。A 7.3.102 と A 7.3.103 はそれぞれ独自の適用領域を有して、かつ、部分的に適用領域を共有し、その共有部分において対立が起こっている。

ヘーラーラージャの *kārika* 論題における規則の適用に関する規則の後続性の解釈にはパーニニ文法学の伝統から正当化し得ないものがあることを指摘しておこう⁴⁰。

3 A 1.4.43 *divaḥ karma ca*

A 1.4.38 *krudhadruhor upasṛṣṭayoh karma*、A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma* と違って、同じく単一術語論題下にある規則 A 1.4.43 は、接続詞 *ca* (「そして」) を有する。この接続詞は、二つの術語

(*pariyāyena*) なす。その二人がその召使いを同時に呼び、そして違った方向に二つの仕事があるとき、もしその〔召使い〕が対立を求めない者であるならば、二人の〔仕事を〕しない。〔問〕しかしどうして二人の〔仕事を〕しないのか。〔答〕同時にはなし得ないからである。同時に〔二人の仕事をなすということは〕可能ではない))

³⁸A 7.3.101 *ato dīrgho yañi* // (「*yañ* で始まる *sārvadhatuka* が後続するとき、*a* 音で終わる *aṅga* の最終要素に長音が代置される」)

A 7.3.102 *supi ca* // (「*yañ* で始まる名詞接辞 (*sup*) が後続するとき、*a* 音で終わる *aṅga* の最終要素に長音が代置される」)

³⁹A 7.3.103 *bahuvacane jhaly et* // (「*jhal* で始まる複数名詞接辞が後続するとき、*a* 音で終わる *aṅga* の最終要素に *e* 音が代置される」) A 8.3.59 *ādeśapratyayoh* により、*-e-su* の *s* 音に *ṣ* 音が代置される。

⁴⁰A 1.4.38 と A 1.4.46 の規則定式化の意義を認めず、怒りの対象、〈行為〉の基体にも、A 1.4.49 により術語〈目的〉が適用されると考えるならば、A 1.4.47、A 1.4.45 と A 1.4.49 の同時的結果を想定して、規則の後続性に基づく A 1.4.49 による術語〈目的〉の適用を正当化できる。ヘーラーラージャがこのように考えていた可能性は否定できない。しかし、怒りの対象、〈行為〉の基体に意味論的な〈目的〉の特質を見出すことは困難なように思われる。

の共通用 (*saṃjñāsamāveśa*) を実現する目的で述べられている。ヘーラーラージャの本規則解釈は難解であり、やや舌足らずな感を否めない⁴¹。

3.1 KV on A 1.4.43

Kāśikāvṛtti は、A 1.4.43 *divaḥ karma ca* を次のように説明する。

KV on A 1.4.43: (a) *pūrveṇa karaṇasaṃjñāyāṃ prāptāyāṃ karmasaṃjñā vidhīyate* / (b) *divaḥ sādhatatamaṃ yat kāraṇaṃ tat karmasaṃjñāṃ bhavati* / (c) *cakārāt karaṇasaṃjñāṃ ca* / (d) *akṣān dīvyati, akṣair dīvyati* //

「(a) 先行規則 [A 1.4.42 によって] 〈手段〉という術語が結果するとき、〈目的〉という術語が規定される。

(b) 動詞語根 *div* (「賭事をする、遊ぶ」) が表示する 〈行為〉 の実現に対して、最も有効な *kāraka* は 〈目的〉 と呼ばれる。

(c) *ca* (「そして」) という語の使用から、〈手段〉 と呼ばれるのに加え [〈目的〉 とも呼ばれる]。

(d) [例]

akṣān dīvyati (「彼はサイコロで賭事をする／遊ぶ」)

akṣair dīvyati (「彼はサイコロで賭事をする／遊ぶ」)

先行規則は、A 1.4.42 *sādhatatamaṃ karaṇam* (「〈行為〉 の実現に対して最も有効な *kāraka* は 〈手段〉 と呼ばれる」) である。*dātṛeṇa lunāti* (「彼は鎌で刈る」) において、刈る 〈行為〉 の実現に対して最も有効な *kāraka* である鎌は 〈手段〉 と呼ばれる⁴²。

A 1.4.43 の接続詞 *ca* によって、*div* が表示する行為の実現に対して最も有効な *kāraka* には術語 〈手段〉 と 〈目的〉 の共通用が確立される。

3.2 MBh on A 1.4.1

カーティアーヤナは、単一術語論題下の *ca* を有する規則 A 1.4.60 *gatiś ca*、A 1.4.43 *divaḥ karma ca*、A 1.4.55 *tatprayojako hetuś ca* に関し、これらの規則において *ca* が言及されるべきことを、A 1.4.1 に対する *Vārttika* において次のように述べている。

Vt. 6 on A 1.4.1: *gatidivaḥkarmahetumatsu cagrahaṇam* //

「*gati* の術語規則、動詞語根 *div* の表示する 〈行為〉 に相関する *kāraka* の 〈目的〉 術語規則、術語 〈原因〉 (*hetu*) を有する規則においては *ca* という語の言及がなされるべきである」⁴³

この *vārttika* の A 1.4.43 に関する *Bhāṣya* を検討しよう。

⁴¹ VP 3.7.80.11–14 を見よ。

⁴² 鎌を表示する *dātṛa* の後には A 2.3.18 *karṭṭkaraṇāyos tṛīyā* により第三格接辞が生起する。

⁴³ A 1.4.59 *upasargāḥ kriyāyoge* // (「*pra* 群に含まれる項目は、〈行為〉 と結びつくとき、*upasarga* と呼ばれる」)

A 1.4.60 *gatiś ca* // (A 1.4.59 *upasargāḥ kriyāyoge*) (「それらは、同一条件で、*gati* と呼ばれる」)

A 1.4.43 *divaḥ karma ca* // (A 1.4.42 *sādhatatamaṃ karaṇam*)

A 1.4.54 *svatantraḥ kartā* // (「〈行為〉 の実現に対して自主的なものとして意図される *kāraka* は 〈行為主体〉 と呼ばれる」)

A 1.4.55 *tatprayojako hetuś ca* // (A 1.4.54 *svatantraḥ kartā*) (「その [自主的なものとして意図される *kāraka* を使役する *kāraka* は *hetu* と呼ばれる」)

3.2.1 ekasaṃjñādhikāra と paramkāryatva

Bhāṣya の議論を検討するに当たっては、パーニニ自身が A 1.4.1 を二通りに教示したというパタンジャリの言明を考慮する必要がある。パタンジャリは、その二様の定式を前提に議論を展開するからである。パタンジャリは次のように述べている。

MBh on A 1.4.1 (I.296.11–13): *kathaṃ tv etat sūtraṃ paṭhitavyam / kim ā kaḍārād ekā saṃjñeti / āhosvit prāk kaḍārāt paraṃ kāryam iti / kutaḥ punar ayaṃ saṃdehaḥ / ubhayathā hy ācāryeṇa śiṣyāḥ sūtraṃ pratipāditāḥ / kecid ā kaḍārād ekā saṃjñeti / kecit prāk kaḍārāt paraṃ kāryam iti /*

「[問] しかしながら、この規則 [A 1.4.1] は、どのように定式化されるべきなのか。

[(A)] *ā kaḍārād ekā saṃjñā* (「本規則 (A 1.4.1) から A 2.2.2 *kaḍārāḥ karadhāraye* までの規則で構成される論題では、ただ一つの術語が適用される」)

なのか、それとも、

[(B)] *prāk kaḍārāt paraṃ kāryam* (「本規則 (A 1.4.1) から A 2.2.38 *kaḍārāḥ karmaadhāraye* までの規則で構成される論題では、[術語適用という] 文法操作は、後続するものが起こる」)

なのか。

[問] しかし、どうしてこのような疑問が起こるのか。

[答] 実に [パーニニ] 先生は、生徒達に、[(A) と (B) の] 二通りに当該規則を説明している。[生徒達の] あるもの達は、(A) と習い、またあるもの達は、(B) と習っている」⁴⁴

二様の定式とは上記の (A) と (B) である。定式 (A) が受容されている A 1.4.1 である。(A) は *ekasaṃjñādhikāra* (「単一術語論題」) 見解と呼ばれ、(B) は *paramkāryatva* (「後続操作」) 見解と呼ばれる。

3.2.2 MBh on A 1.4.43

パタンジャリは、A 1.4.43 に関して次のように述べる。

⁴⁴Pradīpa on MBh to A 1.4.1 (II.298–299): *ubhayatheti / tatra guṇadoṣavicāraḥ kartavya ity arthaḥ / tatraikā saṃjñety asmin pāṭhe kvacit saṃjñāsamāveśārtho yatnaḥ kartavyaḥ / paraṃ kāryam ity asmiṃs tu pāṭhe samāveśaḥ siddhyati / atra hi pāṭhe 'yam arthaḥ / prāk kaḍārāt saṃjñākhyam kāryam paraṃ bhavati / saṃjñāprakaraṇāt saṃjñāivātra sūtre kāryaśabdena vivakṣitā / tatra yasyāḥ saṃjñāyāḥ parasyāḥ pūrvayā bādhaḥ prāpnoti, sā parānena bhāvayate iti vidhyarthaṃ sūtraṃ bhavati na niyamārtham / etad eva ca parasamjñāvidhānam jñāpakam atra prakaraṇe saṃjñānām bādhyabādhakabhāvasya / tena parayānavakāśayā sāvakāśā pūrvā bādhyate / dvayoś ca sāvakāśayor vipratīśedhe parayā pūrvā bādhyata ity etad atra vastutattvam /* カイヤタの注釈の要点は以下のとおりである。(1) (A) の場合には、術語の共通適用のために努力が払われなければならない場合がある。これに対して (B) の場合は、術語の共通適用が成立する。(2) (B) の意図するところは「A 2.2.38 まで術語 [適用] と呼ばれる操作は後続のものが起こる」である。(3) (B) において、術語論題であるから、「操作」という語によって術語 [適用] が意図されている。(4) (B) は新規規定を目的とし、術語の一つへの制限を目的としない。後続の術語の先行の術語による阻止が結果するとき、その後続の術語が (B) によって実現される。(5) (B) は、術語論題では、術語間に阻止関係があることを示唆する。(6) 術語論題では、他の領域に適用機会をもたない後続の術語によって、他の領域に適用機会を有する先行の術語が阻止され、他の領域に適用機会を有する二つの術語の間に対立があるときには、後続の術語によって先行の術語が阻止される。

MBh on A 1.4.1 (I.298.13–21): *divaḥ karma /*

I. *sādhakatamaṃ karaṇam divaḥ karma ca iti cakāraḥ kartavyaḥ / akriyamāṇe hi cakāre 'navakāśā karmasaṃjñā karaṇasaṃjñāṃ bādheta /*

II. *paravacane hi niyamānupapatter ubhayaṣaṃjñābhāvaḥ // yasya punaḥ paraṃkāryatvaṃ niyamānupapattes tasyobhayaḥ saṃjñāyor bhāvaḥ siddhaḥ / katham / pūrvā tasya karmasaṃjñā parā karaṇasaṃjñā / katham / evaṃ sa vaksyati / divaḥ sādhakatamaṃ karma / tataḥ karaṇam / karaṇasaṃjñāṃ ca bhavati sādhakatamaṃ / diva itī nivṛttam / tatrārambha-sāmarthyāc ca karmasaṃjñā paraṃkāryatvāc ca karaṇasaṃjñā bhaviṣyati //*

III. *nanu ca yasyāpy ekasaṃjñādhikāras tasyāpi karaṇasaṃjñāpūrvikā karmasaṃjñā / katham / anuvṛttiḥ kriyate / paryāyaḥ prasajyeta / ekā saṃjñeti vacanān nāsti yaugapadyena saṃbhavaḥ / divaḥ karma //*

「I. *sādhakatamaṃ karaṇam* (A 1.4.42)—*divaḥ karma ca* (A 1.4.43) というように、[A 1.4.43 において] *ca* という語の言及がなされるべきである。なぜなら、[A 1.4.43 において] *ca* という語の言及がなされなければ、[A 1.4.43 の適用領域において] 当該適用領域以外には適用機会をもたない、他を阻止しなければ適用機会を失う (*anavakāśa*) 術語〈目的〉が術語〈手段〉を阻止するであろうからである。

II. [反論] 実に、「[術語適用という文法操作は] 後続のものが起こる」という言明 [(B)] がなされる場合、[一つの術語だけという] 制限は妥当しないから、二つの術語双方の存在がある。すなわち、『しかし [術語適用という] 文法操作は後続するものが起こる』と考える者にとっては、[ひとつだけの術語という] 制限は妥当しないから、[〈手段〉と〈目的〉という] 両者の術語の存在が確立される。

[問] どのようにか。

[答] 彼にとって、術語〈目的〉が先行するものであり、術語〈手段〉が後続するものである。

[問] どうしてか。

[答] このような場合、彼は次のように言うであろう。

(1) *divaḥ sādhakatamaṃ karma* (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる」)

さらにその後 [次のように言うであろう。]

(2) *karaṇam*

そして、[(2)は] 『[〈行為〉の実現に対して] 最も有効な *kāraka* は〈手段〉と呼ばれる』 [ということの意味する]。[(2)に] *divaḥ* は継起しない。その場合、規則 (1) の定式化の効力から、術語〈目的〉の適用があり⁴⁵、さらに、言明 (B) から、術語〈手段〉の適用があるであろう。

III. [反論] [A 1.4.1 から A 2.2.38 までは] 単一術語論題であると考えられる者にとっても、術語〈目的〉は術語〈手段〉に先行される。

[問] どうしてか。

[答] [(1) *sādhakatamaṃ karaṇam*—(2) *divaḥ karma* において、(2) に *sādhakatamaṃ karaṇam* の] 継起が実現される。[したがって (2) は『動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効であって〈手段〉と呼ばれる *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる』という意味となる。この場合、術語〈手段〉と〈目的〉の共通適用が成立する。]

[難点指摘] [〈手段〉と呼ばれるときには〈目的〉と呼ばれず、〈目的〉と呼ばれるときには〈手段〉と呼ばれないという、両術語の] 交替適用 (*paryāya*) が結果する。[(A)

⁴⁵ さもなければ、規則 (1) の定式化自体が無意味となる。

における]「ひとつだけの術語 [が適用される]」という言明により、同時的な [両術語の適用は] 不可能である」

議論 I においては、当該の関連規則の以下のような定式が想定される。

(1) A 1.4.42 *sādhakatamaṃ karaṇam*

(2) *A 1.4.43 *divaḥ karma*

この場合、*div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* に関して、規則 (1) により〈手段〉という術語が、規則 (2) により〈目的〉という術語が結果する。規則 (2) およびそれが規定する術語〈目的〉は、(1) を阻止しなければ適用機会を失うもの (*anavakāśa*) である。よって、術語〈目的〉が起こる。

議論 II は、A 1.4.1 を (B) と解する見地からのものである。(B) においては、「一つの術語だけが起こる」という術語の制限は妥当しない、とされる。次のような規則の定式が提案される。

(1) *A 1.4.42 *divaḥ sādhakatamaṃ karma* (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対する最も有効な *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる」)

(2) *A 1.4.43 *karaṇam* (「〈行為〉の実現に対する最も有効な *kāraka* は〈手段〉と呼ばれる」)

(B) 論者にとっては、動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対する最も有効な *kāraka* に対して、規則 (1) の言明効力 (さもなくば言明自体無意味となるという原理) から、〈目的〉という術語が結果し、さらに、規則 (2) が後続の規則であることから、術語〈手段〉の適用が結果する。このように、動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対する最も有効な *kāraka* に対して、二つの術語〈目的〉と〈手段〉の共通用が実現される。

議論 III は (A) 論者の二つの術語の共通用をめぐる議論である。議論 I の定式が前提される。ただし、規則 (2) には、規則 (1) からは、*sādhakatamaṃ karaṇam* が継起する。規則 (2) は以下のように解釈される。

(2) *A 1.4.43 *divaḥ karma* (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* は、先ず〈手段〉と呼ばれ、その〈手段〉と呼ばれた *kāraka* は〈目的〉と呼ばれる」)

この解釈では、動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* に対する〈手段〉と〈目的〉の共通用が、継起によって正当化される。しかし、この解釈の難点は、両術語の交替適用にあり、同時的な両術語の適用を正当化し得ない点にある。

これより明らかになるのは、パタンジャリにとって、二つの術語の共通用とは、二つの術語の同時的な適用であり、A 1.4.43 の *ca* は〈手段〉と〈目的〉という二つの術語に関してこの同時的な適用を可能とするものであるということである。

3.2.3 交替適用 (*pariyāya*) の排除と同時的共通用 (*samāveśa*)

まず、A 1.4.43 の適用対象に関して、〈手段〉という術語と〈目的〉という術語の同時的共通用がない場合にどのような問題が起こるかをカイヤタに従って理解しておこう。

Pradīpa on MBh to A 1.4.1 (II.305): (a) *divaḥ karma ceti / samāveśasya ca prayojanam akṣair devayate devadatto yajñadatteneti / (b) prayojyakartur gatibuddhīti niyamāt karmasamjñā-nivṛtṭiḥ aṅāv akarmakād iti parasmaipadābhāvaś ca /*

「*divaḥ karma ca* :そして[術語〈手段〉と〈目的〉の]共通の目的は、以下の文に見出される。

akṣair devayate devadatto yajñadattena

「デーヴァダッタはヤジュニヤダッタをしてサイコロで賭けをさせる」

被使役者〈行為主体〉は、A 1.4.52 *gatibuddhipratyavasānārthaśabdakarmākarmakāṇām anīkartā sa ṇau* による[動詞語根の]制限により、術語〈目的〉の適用を排除される。さらに、[*div-ñic*の後には]、A 1.3.88 *aṇāv akarmakāc cittavatkarṭṛkāt* によって *parasmaipada* 接辞が起こることはない

A 1.4.52 は以下のような規則である。

A 1.4.52 *gatibuddhipratyavasānārthaśabdakarmākarmakāṇām anīkartā sa ṇau* // (「進行 (*gati*)、認識 (*buddhi*)、飲食 (*pratyavasāna*) を意味する動詞語根、それが表示する〈行為〉が音声を〈目的〉とする動詞語根 (*śabdakarma*)、それが表示する〈行為〉が〈目的〉をもたない動詞語根 (*akarmaka*) の場合、それらが使役接辞 *ñi(c)* を後続しないときの〈行為主体〉と呼ばれる *kāraka* は、それらが使役接辞を後続するとき、その使役接辞で終わる動詞語根が表示する〈行為〉に相関して〈目的〉と呼ばれる」

次の文を見よ。

akṣair dīvyati yajñadattaḥ (「ヤジュニヤダッタはサイコロで賭けをしている」)

この文においては、ヤジュニヤダッタは、動詞語根 *div* が表示する〈行為〉に対して〈行為主体〉である。動詞語根 *div* は〈目的〉をもたない動詞語根 (*akarmaka*) であるかどうかが問題となる。動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* であるサイコロが〈目的〉とも呼ばれるとき、動詞語根 *div* は〈目的〉を有する動詞語根である。したがって、動詞語根 *div* が使役接辞を後続するとき、当該のヤジュニヤダッタには A 1.4.52 は適用されず、ヤジュニヤダッタは〈目的〉とは呼ばれ得ない。したがって以下の文は派生されない。

**akṣair devayate devadatto yajñadattam*

A 1.3.88 は以下のような規則である。

A 1.3.88 *aṇāv akarmakāc cittavatkarṭṛkāt* // (「*ñi* を後続しないとき〈目的〉をもたない〈行為〉を表示する動詞語根、精神性を有する〈行為主体〉を有する〈行為〉を表示する動詞語根が *ñi* を後続するとき、*parasmaipada* 接辞が起こる」)

āste devadattaḥ (「デーヴァダッタは座っている」) — *āsayati devadattam* (「彼はデーヴァダッタをして座らせる」) の動詞語根 *ās* (「座る」) の場合とは違って、動詞語根 *div* は〈目的〉を有する〈行為〉を表示する動詞語根、他動詞である。したがって、本規則の適用を受けず、A 1.3.74 *ñicas ca* により、使役接辞で終わる派生動詞語根 *div-ñic* の後には *ātmanepada* 接辞が起こる⁴⁶。

以上が当該のサイコロが〈目的〉と呼ばれるべき理由である。勿論、このサイコロは同時に〈手段〉と呼ばれるものである。したがって、A 2.3.18 *karṭṛkaraṇayos tṛṭiyā* により、*akṣaiḥ* というように第三格接辞で終わる語形が正当化される⁴⁷。

⁴⁶A 1.3.74 *ñicas ca* // (「〈行為〉の結果が〈行為主体〉に赴くとき、*ñic* 接辞で終わる動詞語根の後に *ātmanepada* 接辞が起こる」)

⁴⁷術語 *upasarga* と *gati* の共通の例も挙げておこう。例えば *prāṇītam* (← *pra-ñi-ktā* 「教示された」) において、*pra* は *gati* と呼ばれることによってその本来のアクセント (*udātta*) を保持し (A 6.2.49 *gatiḥ anantarah*)、

3.2.4 *manasādeva*

ヘーラーラージャは、A 1.4.43 による〈手段〉と〈目的〉という両術語の同時的共通用の例として *manasādeva* (「心で賭けをする者、心で遊ぶ者、マナサーデーヴァ (固有名)») を挙げる。

この複合語は upapada 複合語 (A 2.2.19 upapadam atin) であり、以下の分析文と意味的に等価なものとする。

manasā dīvyati (「心で賭けをする者、心で遊ぶ者」)

以下の規則が適用される。

A 3.2.1 *karmanyaṅ an* // (「〈目的〉を表示する項目が共起項目であるとき、動詞語根の後に *kr̥t* 接辞 *an* が起こる」)

この接辞 *an* の動詞語根 *div* の後への導入に関しては、共起項目である *manas* が表示する心 (*manas*) が〈目的〉と呼ばれるものであることが前提される。さらに、この心は、分析文において〈手段〉と呼ばれるものでもあるから、A 2.3.18 *karṭṛkaraṇayos ṭṛṭiyā* により、*akṣa* の後には第三格接辞が起こる。この第三格接辞は、以下の規則の適用によって、ゼロ化されない。

A 6.3.4 *manasaḥ samjñāyām* // (「複合語が名称語として使用されるとき、複合語後統要素の前で、*manas* に後続する第三格接辞にゼロは代置されない」)

かくして、名称語としての *manasādeva* が、*manas* が表示する心に対する術語〈手段〉と〈目的〉の同時的な共通用によって確立される。この *manasādeva* の派生を例とした A 1.4.43 の共通用の説明は、ハラダッタの説明と同じである⁴⁸。

3.2.5 *div* の意味

A 1.4.43 に言及される動詞語根 *div* は *div* 群の動詞語根 (IV.1) であり、現在に伝わる *dhātupāṭha* には次のように提示されている。

upasarga と呼ばれることによって、その *-r* 音は *nīta* の *n* 音の *ṇ* 音代置の根拠となる (A 8.4.14 *upasargād asamāse 'pi ṇopadeśasya*)。Pradīpa on MBh to A 1.4.1 (II.305): *samāveśasya ca praṇītam abhiṣiktam ity atra gatisvaro ṇatvaśatve ca prayojanam /*

また、術語〈行為主体〉と〈原因〉の共通用の例は *devadattaḥ kārayati* (← *kr-ṇic-śap-laṭ* (→ *tip*) 「デーヴァダッタが作らせる」) である。デーヴァダッタが〈原因〉と呼ばれるものであることによって、彼の作らせるハタラキを表示するために動詞語根 *kr̥* の後に使役接辞 *ṇic* が導入され (A 3.1.26 *hetumati ca*)、同じデーヴァダッタが〈行為主体〉と呼ばれるものであることによって、派生動詞語根 *kr-ṇic* の後に〈行為主体〉を表示する動詞接辞が生起する (A 3.4.69 *laḥ karmaṇi cākarmakebhyah*)。Pradīpa on MBh to A 1.4.1 (II.306): *samāveśasya prayojanam kārayatīti hetumaṅ ṇic kartari lakārah /*

⁴⁸Padamañjarī on KV to A 1.4.43: *atha kimarthaś cakārah / karaṇasamjñāpi yathā syāt / naitad asti prayojanam / vakṣyamānam anyatarasyāmgrahaṇam ihaiva kariṣyāmi / tatrāha—cakārāt karaṇasamjñam ceti / yugapatsamjñādvayam yathā syād iti bhāvaḥ / anyatarasyāmgrahaṇe tu paryāyaḥ syāt—yadā karma na tadā karaṇam, yadā karaṇam na tadā karma / cakārāt tu yugapad eva samjñādvayam bhavatiṭy arthaḥ / yaugapadyaprayojanam manasā dīvyatīti karmatvād anpratyayaḥ, karaṇatvāc ca ṭṛṭiyā manasaḥ samjñāyām ity aluk manasādevaḥ /* なお、ハラダッタは、もし後続規則 A 1.4.44 *parikrayaṇe sampradānam anyatarasyām* から任意性を表す *anyatarasyām* が A 1.4.43 に牽引 (*apakarṣa*) されるならば、*A 1.4.43 *divaḥ karma anyatarasyām* (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *karaka* は任意に〈目的〉と呼ばれる」) という規則が得られ、A 1.4.43 における接続詞 *ca* は無用となるという反論を提示している。この解釈では、術語〈手段〉と術語〈目的〉は交替適用となり、当該の *karaka* は〈目的〉と呼ばれるときには〈手段〉と呼ばれず、〈手段〉と呼ばれるときは〈目的〉と呼ばれ得ない。

divu *krīḍā-vijigīṣā-vyavahāra-dyuti-stuti-moda-mada-svapna-kānti-gatiṣu* /

「動詞語根 *divu* は、遊び (*krīḍā*)・賭博(射幸心 *vijigīṣā*)・商い (*vyavahāra*)・光輝 (*dyuti*)・称讃 (*stuti*)・喜び (*moda*)・酔う (*mada*)・眠り (*svapna*)・欲求 (*kānti*)・進行 (*gati*) の意味で起こる」⁴⁹

ヘーラーラージャは、当該規則の動詞語根 *div* の意味として「射幸心を従属要素とする [サイコロ] 投げ」(*vijigīṣopasarjanapātana*) と遊戯 (*krīḍā*) を挙げる⁵⁰。ハラダッタも *Padamañjarī* において同様の見解を提示している⁵¹。次の文を見よ。

(1) *akṣān dīvyati* (「彼は [賭け勝負で] サイコロを投げる」) = *akṣān pātayati*

(2) *akṣair dīvyati* (「彼はサイコロで遊ぶ」) = *akṣaiḥ krīḍati*

A 1.4.43 は、(1) と等価な *akṣair dīvyati*、(2) と等価な *akṣān dīvyati* を説明するためのものである。動詞語根 *div* の意味によって、サイコロが〈手段〉と呼ばれたり〈目的〉と呼ばれたりすることではないことに注意しなければならない。

3.2.6 *akṣān dīvyati*

すでに述べたように、*akṣair devayate devadatto yajñadattena* においては、動詞語根 *div* に相関したそれが表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *akṣa* が表示するサイコロが同時に〈手段〉と呼ばれかつ〈目的〉と呼ばれることによって、ヤジュニヤダッタの〈目的〉性の非存在と、さらに動詞語根 *div* の他動詞性の確保による *parasmaipada* 接辞の非存在が説明され、*manasādeva* においては、*manas* が表示する心が同時に〈手段〉と呼ばれかつ〈目的〉と呼ばれることによって、動詞語根 *div* の後への *kṛt* 接辞 *an* の導入と *manasā* の第三格接辞が説明される。これらの例においては、*akṣaiḥ*、*manasā* というように、術語〈手段〉の適用によって第三格接辞が導入された語形が使用されている。*akṣān dīvyati* における第二格接辞導入が、この術語〈手段〉と〈目的〉の共通用において問題となる。カイヤタは次のように述べている。

Pradīpa on MBh to A 1.4.1 (II.305): (a) *yady evam akṣān dīvyatīti dvitīyā na prāpnoti, tṛtīyayā paratvād bādhitavāt* / (b) *vibhaktidvayaṃ ceṣyate* / (c) *karmasaṃjñā ca sāvakāśā akarmakavyapadeśavyāvṛtṭyarthatvāt* / *karaṇasaṃjñāpi devanā akṣā itī lyuḍarthā* /

⁴⁹*dīvyati* の派生は以下のとおりである。*div - laṭ* → *div - tip* → *div - śyan - ti* (A 3.1.69 *divādibyaḥ śyan*) → *dīvyati* (A 8.2.77 *hali ca*)

⁵⁰VP 3.7.80.11 を見よ。

⁵¹*Padamañjarī* on KV to A 1.4.43: *nanu cākṣān dīvyatīty atra pātayatīty arthas tatra karmatvaṃ siddham; akṣair dīvyatīty arthaḥ, tatra karaṇatvaṃ siddham, kimartham idam ity āśaṅkyāha—pūrveṇa karaṇasaṃjñāyām iti / akṣaiḥ krīḍatīty asyām eva vivakṣāyām akṣān dīvyatītyasyate, atra ca karaṇasaṃjñāiva prāpnoti, akṣān pātayatīty atra cārthe 'kṣair dīvyatīty neṣyate, ataḥ sādhatamasyaiva karaṇasaṃjñāyām prāptīyām ayam ārambha ity arthaḥ /* (「[反論] *akṣān dīvyati* というこの文には「[サイコロを] 投げる」(*pātayati*) という意味がある。その場合、[サイコロが] 〈目的〉であることが確立される。

akṣair dīvyati には「[サイコロで] 遊ぶ」(*krīḍati*) という意味がある。その場合、[サイコロが] 〈手段〉であることが確立される。何のためにこの [規則が定式化されている] か。

[答論] 「彼はサイコロで遊ぶ」(*akṣaiḥ krīḍati*) というまさにこの表現意図があるときに *akṣān dīvyati* という [文の使用が] 望まれる。

そしてこの場合〈手段〉という術語だけが結果する。

そして「彼はサイコロを投げる」(*akṣān pātayati*) というこの意味で *akṣair dīvyati* という [文を使用することは] 望まれないことになる。

したがって、まさに [*div* が表示する〈行為〉の実現に対して] 最も有効な [*kāraka*] に術語〈手段〉が結果するとき、この規則が定式化されている」

(d) atrāhuḥ—kāryakālaṃ saṃjñāparibhāṣam iti pakṣo `trāśrīyate / tena karmaṇi dvitīyety atra kārye yatkarmaśamjñāyā upasthānaṃ tad anavakāśam iti dvitīyā bhaviṣyati / (e) akṣāṇām devitetyādau tu kṛtprayoge ṣaṣṭhyā dvitīyāpavādatvād bādhyate, tṛtīyā tu paratvāt //

「[反論] (a) もしこのようなら、*akṣān dīvyati* において第二格接辞は結果しない。規則の後続性に基づいて第三格接辞によって阻止されるからである。(b) そして二つの名詞接辞 (*vibhakti*) が望まれる。

(c) しかし、〈目的〉という術語は [他の領域、例えば、*akṣair devayate devadatto yajñadattena* において] 適用機会を有する (*sāvakāśa*)。なぜなら、[動詞語根 *div* が] 自動詞と呼ばれることを排除する目的を有するからである。〈手段〉という術語もまた、*devanā akṣāḥ* (「賭け・遊びの手段であるサイコロ」) において *kṛt* 接辞 *lyuḥ* の導入に目的を有する⁵²。

(d) [答論] 「術語規則と解釈規則は操作に引き付けられる」という見解がここでは認められる。それゆえ、A 2.3.2 *karmaṇi dvitīyā* によるこの [〈目的〉表示のための第二格接辞導入の] 操作時における 〈目的〉という術語の想起 (*upasthāna*) は、[A 2.3.18 *karṭṛkaraṇayoḥ tṛtīyā* による 〈手段〉・〈行為主体〉表示のための第三格接辞導入操作時における 〈手段〉という術語の想起に対して] 後者の想起を阻止せずしては適用機会を失うもの (*anavakāśa*) であるから、第二格接辞が起こるであろう。

(e) 一方、*akṣāṇām devitā* (「サイコロで賭事をする者、サイコロで遊ぶ者」) において⁵³、*kṛt* 接辞で終わる項目と結びつくとき、A 2.3.65 *karṭṛkarmaṇoḥ kṛti* による [第六格接辞導入操作時における術語〈目的〉の想起は、第二格接辞導入操作時における術語〈目的〉の想起に比して] 例外であるから、第六格接辞により第二格接辞が阻止される。一方、第三格接辞は後続性に基づいて [第六格接辞により] 阻止される。[A 2.3.18 による第三格接辞導入時における 〈手段〉の想起より、A 2.3.65 による第六格接辞導入操作時における 〈目的〉の想起は後である]⁵⁴」

問題の核心は、〈手段〉という術語と〈目的〉という術語の共通適用を認める限り、両者の交替適用は許容されず、第二格接辞で終わる語形が正当化できないという点にある。

関連の名詞接辞導入規則は以下のように配列されている。

A 2.3.2 *karmaṇi dvitīyā* //

A 2.3.18 *karṭṛkaraṇayoḥ tṛtīyā* //

A 2.3.65 *karṭṛkarmaṇoḥ kṛti* //

akṣān dīvyati の派生において、当該のサイコロには、それぞれ他の領域に適用機会を有する 〈目的〉という術語と 〈手段〉という術語が結果する。すなわち、両術語の共通適用がある。そしてこの場合、それぞれの術語に基づく文法操作—それぞれ独自の領域に適用機会を有する A 2.3.2 による第二格接辞の導入と A 2.3.18 による第三格接辞導入—が結果する。しかし、規則の後続性に基

⁵² A 3.3.117 *karaṇādhikaraṇayoś ca* //

⁵³ *akṣāṇām* gen. pl.; *div-ṛc* → *devitr*, *devitā* nom. sg. m.

⁵⁴ A 2.3.65 *karṭṛkarmaṇoḥ kṛti* は、第六格接辞で終わる項目が *kṛt* 接辞で終わる項目と結びつくとき、その第六格接辞は 〈行為主体〉あるいは 〈目的〉を表示するということを規定する。A 2.3.65 による第六格接辞導入時における術語 〈目的〉の想起は、A 2.3.2 による第二格接辞導入時における術語 〈目的〉の想起に対して例外 (*apavāda*) である。

一方、A 2.3.18 による第三格接辞導入時における術語 〈手段〉の想起は、名詞接辞が導入される項目が *kṛt* 接辞で終わる項目と結びつかない場合に目的を果たす。A 2.3.65 による第六格接辞導入時における術語 〈目的〉の想起は、第二格接辞導入において目的を果たす。この場合規則の後続性に基づいて、第六格が第三格を阻止する。

づき、第三格接辞が導入されることになる。すなわち、結果するのは *akṣair dīvyati* であつて *akṣān dīvyati* ではない⁵⁵。

カイヤタはこの問題の解決法を提案する。

術語規定規則と解釈規則に関して、伝統的に二つの見解がある。

(A) *yathoddeśam samjñāparibhāṣam //*

「術語と解釈規則は自らの教示の場を越えない」

(B) *kāryakālam samjñāparibhāṣam //*

「術語と解釈規則は、操作によって〔操作の完成のために操作の許に〕引き付けられる」⁵⁶

カイヤタによれば、見解(B)に従えば、操作規則 A 2.3.2 による第二格接辞導入時における A 1.4.43 による術語〈目的〉の想起—すなわち、*akṣa* への第二格接辞導入時におけるサイコロへの術語〈目的〉の適用—は、操作規則 A 2.3.18 による第三格接辞導入時における A 1.4.43 による術語〈手段〉の想起—すなわち、*akṣa* への第三格接辞導入時におけるサイコロへの術語〈手段〉の適用—に対して他の領域には適用機会をもたないものである。操作規則 A 2.3.18 による第三格接辞導入時における A 1.4.43 による術語〈手段〉の想起は、*akṣān dīvyati* とは異なる領域である *akṣair dīvyati* において適用機会を有するからである。

しかしながらナーゲージャはカイヤタのこの解決法に疑義を呈する。彼は、A 1.4.43 を〈手段〉と〈目的〉の共通適用を規定するものとして、A 1.4.43 に両者の交替適用の可能性を探る試みを否定する。彼の挙げる理由は以下のとおりである。

- (1) そもそも A 1.4.43 の適用対象としての *akṣān dīvyati* の使用に対し確固たる根拠があるかどうかは疑わしい。
- (2) 見解(B)でも、操作規則の後続性に基づく第三格接辞による第二格接辞の阻止がある。
- (3) 当該例文におけるサイコロへの術語〈目的〉の適用は A 1.4.49 により説明可能である。
- (4) 単一術語論題下の術語に関しては見解(A)のみが認められる⁵⁷。

A 1.4.43 の適用対象に対する術語〈手段〉と〈目的〉の同時的な共通適用において、第二格接辞導入が文法的な困難さを伴うことは、パーニニ文法家達に自覚されている。そのことはヘーラーラーージャの *akṣān dīvyati* における *akṣa* の後への第二格接辞導入に関する「[*akṣān dīvyati* における *akṣa* の後への] 第二格接辞導入は、*ca* という語を伴った規則の定式がある場合に〔〈手段〉と〈目的〉という] 二つの術語の共通適用がさもなくば説明が付かないという理由から、確立される」という言明に象徴的である⁵⁸。ヘーラーラーージャが何らパーニニ文法学上の解決法を提案していないことは言うまでもない。

⁵⁵ ハラダッタも同一趣旨のことを指摘している。Padamañjarī on KV to A 1.4.43: *samāveśe tu karaṇasamjñāyā avakāśaḥ—videvanā akṣāḥ, karaṇādhikaraṇayoś ca iti lyuṭ; karmasamjñāyā avakāśaḥ—dīvyante bhavataḥkṣāḥ, bhāvakarmanoḥ iti yagātmanepade; akṣān ity atra ubhayaśamjñākāryaprasaṅge paratvāt tṛtīyā syāt /*

⁵⁶ これら両見解の概要は Cardona [1970: 68, note 26] を見よ。

⁵⁷ Uddyota on MBh to A 1.4.1 (II.305–306): *kecit tu sādhatamatagatakarmatvaśaktibodhe 'kṣān dīvyatīti prayoge dṛḍhataram mānaṃ cintyam / kāryakālapakṣe 'pi paratvāt tṛtīyayā bādhe nyāyeyo tadānupasthiter eva nyāyvatvāt / kiṃ ca tatra phalāśrayatvavivakṣayā kartur iti karmatvam na ca tadā karaṇatvam iti na doṣaḥ / kiṃ ca kṛtī ceti sūtrakaiyatoktarīyā yathoddeśe 'pi pradhānānurodhena guṇānām svātmabhedakalpanasya tulyatayā viśiṣya kāryakālapakṣe ity uktir anucitā / kiṃ ca kāryakālapakṣe 'yādibhyaḥ paraiva pragṛhyasamjñety adaso mād iti sūtrabhāṣyoktarīyāpādānam uttarāni gām dogdhi paya ity atratyabhāṣyāsaṅgater ākaḍārasahasamjñānām yathoddeśatvam eveti ca taduktyasamgatir ity āhuḥ //*

⁵⁸ VP 3.7.80.14 を見よ。因に Joshi/Roodbergen [1995: 124–125] は、A 1.4.43 の規則分割を提案している。それによれば本規則は以下の二規則に分割される。

VP 3.7.80 注釈和訳研究

* 底本は Iyer [1963] である。句読法は刊本に必ずしも忠実ではない。適切な句読法を提案している。

[VP 3.7.80.0] gatam adaḥ / iha katham īpsitatvam, viṣaṃ bhakṣayati, corān paśyati ity āśaṅkyāha /

以上、了。次に、以下の疑念に対して [バルトリハリは] 答える。

viṣaṃ bhakṣayati (「彼は毒を食らう」)・corān paśyati (「彼は泥棒達を見る」)においてどうして [毒 (viṣa) や泥棒 (cora) が] 最も得ようと望まれるもの (īpsita) であり得よう。

VP 3.7.80: ahiteṣu yathā laulyāt kartur icchopajāyate /

viṣādiṣu bhayādibhyas tathaivāsau pravartate //

「有害なものに対して、貪欲から、〈行為主体〉に欲求が起こるように、それとまったく同じように、恐怖等から毒等に対して [〈行為主体〉に] この [欲求が] 起こる」

[VP 3.7.80.1] vāyvādihātuvaīṣāmyanimitteṣu yathāturasya hitam iti bhojananiyamāsaḥiṣṇor abhilāṣo bhavati tathā svāmīyādibhayaparipīḍitasya kṣetriyavyādhiduḥkhārtasya vā param viṣabhakṣaṇam eva jyāya iti manyamānasya bhavati viṣaṃ bhakṣaṇenepsitam iti tathāyuktaṃ cānīpsitam⁵⁹ ity etad api karma pūrveṇaiva siddham /

体風疾患等や身体構成要素 (dhātu) の不均衡状態のために、「ためになる」と考えて設けられた食事制限に耐える忍耐力のない病人 (ātura) に欲求 (abhilāṣa) が起こると同様に、主人等への恐怖に苛まれている者や不治の病という苦しみに悩む者には「むしろまさに毒を食らった方がましだ」という考えが起こるから、毒は食らう行為を通じて得ようと望まれるものである。したがって、A 1.4.50 tathāyuktaṃ cānīpsitam の規定に基づくこの〈目的〉もまた先行規則 [A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karma] によって確立される。

[VP 3.7.80.2] tad āha bhāṣyakāraḥ /

ya eṣa manuṣyo duḥkhārto bhavati so 'nyāni duḥkhāny anuīśāmya viṣabhakṣaṇam eva jyāyo manyate /

iti /

そのことを Bhāṣya の作者 [パタンジャリ] は次のように述べている。

「苦しみに悩むこなるひとは、他の苦しみを予想して、まさに毒を食らったほうがましだと考える」⁶⁰

[VP 3.7.80.3] laulyāt iti / na prekṣāpūrvakāritāghaṭitā sarvatrepsā, api tu prakārāntareṇāpi sambhavatīty arthaḥ /

(1) divaḥ // (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* は〈手段〉と呼ばれる」)

(2) karma ca // (「動詞語根 *div* が表示する〈行為〉の実現に対して最も有効な *kāraka* は〈目的〉とも呼ばれる」)

A 1.4.42 sādhatatamaṃ karaṇam があるとき、(1) が無用となることはさておき、確かに (2) によって *akṣān divyati* は説明可能である。しかし、同一の被述定対象 (*uddeśya*) に関して、接続詞 *ca* によって二つの述定 (*vidheya*) があるという構造は変わらない。むしろ、このように規則分割した場合には、〈手段〉と〈目的〉という術語の同一対象に対する共通用が説明できないことになる。

⁵⁹A 1.4.50 tathāyuktaṃ cānīpsitam //

⁶⁰本論§1.2 (MBh on A 1.4.50 [A] (f)) を見よ。

「貪欲から」(laulyāt)とは、どのようなものに対する獲得意欲も熟慮に基づいて行為する者のその在り方に結びついている、ということはなく、[獲得意欲は]別様にも可能である、という意味である。

[VP 3.7.80.4] bhakṣaṇakriyāviṣayabhāvāpattir evātrepsitatvaṃ tathāyuktagrahaṇād evāvasīyate /

食らうという〈行為〉に対する[それを実現する]対象性の獲得(viṣayabhāvāpatti)こそがこの場合の〈最も得ようと望まれていること〉であるとまさに[規則中の] *tathāyukta* (「最も得ようと望むものが〈行為〉と結びつく仕方とまったく同じ仕方では〈行為〉と結びつく」という語の言及から決定される。

[VP 3.7.80.5] sūtrāmbhe 'pi paropahitaṃ cāvijñātaviṣabhāvaṃ bhakṣyamāṇam īpsitam eva / pravṛtṭy-anumeyā hīpsā sarvatra samānaiva /

そして、当該規則[A 1.4.50]が定式化されているとしても、[毒を]他者が置いて、その毒性がわからないままにそれを食べるならば、[その毒は]まさに得ようと望まれるものに他ならない。なぜなら、[その飲食の]活動から推理され得る獲得意欲は、すべての場合にまさに共通であるからである。

[VP 3.7.80.6] bhayād api ca parāśayānuvartanārthaṃ bhakṣyamāṇam īpsitam eva viṣam / evaṃ dr̥śikriyayā corādīpsitam eva /

さらに恐怖からであっても、毒が他者の意向に従うために食されるならば、その毒はまさに得ようと望まれるものに他ならない⁶¹。

同様に、泥棒等は知覚行為を通じてまさに得ようと望まれるものである。

[VP 3.7.80.7] yad īpsitād anyan naivepsitaṃ nānīpsitaṃ vṛkṣamūlādi tad api pūrvam anabhisamhitam api tadānīm upasarpaṇavelāyām īpsitam eva, anyathopasarpaṇakriyāviṣayabhāvam⁶² eva nopeyāt /

得ようと望まれるものとは異なる、得ようと望まれるものでは決してなく、得ようと望まれないうものでもない、木の根本(vṛkṣamūla)等、それもまた、前もって志向されていたものではなくても、その時、[木の根本への]接近時には、まさに得ようと望まれるものに他ならない。

それは別様には[すなわち望まれない仕方では]まさに接近行為の[それを実現する]対象性を得ることはできないであろう。

[VP 3.7.80.8] tamabgrahaṇam ca pratyākhyātam iti śramāpanodanārthaṃ grāmagamane 'py antarā vṛkṣamūlopasarpaṇam api samhitam iti siddhyatīpsitamātrasya karmasaṃjñā pūrveṇaiva /

そして[A 1.4.49 kartur īpsitatamaṃ karmaにおける] *tamaḥ* 接辞言及[の目的]は否定されるから⁶³、疲れを取り除くために、村へ行くときも、間で、木の根本に接近することもまた志向されるから、単に得ようと望まれるものだけが〈目的〉と呼ばれることがまさに先行規則[A 1.4.49]により確立される⁶⁴。

[VP 3.7.80.9] saṃjñāntarapūrvakam api karmepsitam ity eva sāmānyalakṣaṇena siddham /

[〈目的〉とは]異なる術語が先行する〈目的〉もまた得ようと望まれるものである、というまさにこのことが[得ようと望まれるものが〈目的〉と呼ばれる]という一般的な定義によって確立される。

⁶¹例えば「毒を食らえ」と命じられて毒を食らう場合。

⁶²Iyer: *anyathopasarpaṇakriyāviṣayabhāvam*.

⁶³小川[2014: 17–19 (§6.1.2.5)]を見よ。

⁶⁴VP 3.7.74 (小川[2014])を見よ。〈目的〉は他の同類の〈目的〉に相関する卓越性をもたない。

[VP 3.7.80.10] grāmam adhiśete, nagaram upatiṣṭhati, ityādāv upasargasambandhe sakarmakatvād dhātūnām paratvāt karmasaṃjñāyām adhikaraṇaṃ karma geḥaṃ praviśatīty uktam / anupasargatve 'dhikaraṇasaṃjñā bhavati /

grāmam adhiśete (「彼は村に住む」)・nagaram upatiṣṭhati (「彼は町に近づく」)等においては、[adhi・upa といった] upasarga と関係する場合 [śm・sthā といった] 動詞語根は〈目的〉を有するから、規則の後続性に基づいて術語〈目的〉が適用される。この場合、[カーティアーヤナによって以下のように] 言われている⁶⁵。

「geḥaṃ praviśati (「彼は家に入る」)におけるように [術語]〈目的〉が [[術語]〈基体〉を阻止する」⁶⁶

[動詞語根が] upasarga に先行されない場合は、術語〈基体〉の適用が起こる。

[VP 3.7.80.11] akṣān dīvyati iti vijigīṣopasarjanapātanavacane dīvyatāv īpsitatvam akṣānām, krīḍārthatve tu akṣair dīvyati iti karaṇatākṣānām ity ubhayaśiddhau samāveśārthaṃ sūtram – divaḥ karma ca⁶⁷ iti /

akṣān dīvyati (「彼はサイコロで賭事をする」)というように、動詞語根 *div* が射幸心 (vijigīṣā) を従属要素とする [サイコロ] 投げを表示する場合、サイコロが最も得ようと望まれるものであり、一方、遊び (krīḍā) を意味する場合は、akṣair dīvyati (「彼はサイコロで遊ぶ」)というように、サイコロは〈手段〉と呼ばれるから、[動詞語根 *div* が表示する〈行為〉に対する *kāraka* であるサイコロに術語〈目的〉と術語〈手段〉の適用の] 両方が確立される場合、[術語の] 共適用のために、A 1.4.43 divaḥ karma ca という規則が定式化されている⁶⁸。

[VP 3.7.80.12] tad uktaṃ vārtike gatidivihetumatsu cagrahaṇam iti /

そのことは、Vārtika において次のように述べられている。

「*gati* の術語規則、動詞語根 *div* の表示する〈行為〉に相関する *kāraka* の〈目的〉術語規則、術語〈原因〉を有する規則においては *ca* という語の言及がなされるべきである」⁶⁹

[VP 3.7.80.13] sati samāveśārthe sūtre⁷⁰ karmasaṃjñāyā avakāśo manasā dīvyati iti manasādeva iti karmaṇy anpratyayaḥ, karaṇasaṃjñāyās tu devano 'kṣa iti karaṇe lyuḍ iti paratvād dvitīyām bādhitvā tṛtīyaiva syāt / manasas tṛtīyāyā⁷¹ ity aluki karaṇasaṃjñāyā apy avakāśo manasādeva ity etad evodāharaṇam /

[反論] [当該] 規則 [A 1.4.43] が [術語〈手段〉と〈目的〉の] 共適用を目的とするものである場合、術語〈目的〉は、*manasā dīvyati* (「心で賭けをする者、心で遊ぶ者」; *manasā*, *manas* 「心」instr. sg.) と分析される、それに意味的に等価な複合語 *manasādeva* (upapadam atin) の派生における、〈目的〉を表示する項目を共起項目とする、[動詞語根 *div* への] *kṛt* 接辞 *an* の導入を適用機

⁶⁵ A 1.4.46 adhiśīnsthāsām karma と A 1.3.26 akarmakāc ca がヘーラーラージャの念頭にある。本論§2.2.2を見よ。

⁶⁶ 本論§2.2.2 並びに VP 3.7.73.17 (小川 [2014: 45]) を見よ。

⁶⁷ A 1.4.43 divaḥ karma ca //

⁶⁸ A 1.4.43 については本論§3 を見よ。

⁶⁹ Vt.6 on A 1.4.1: gatidivāḥkarmahetumatsu cagrahaṇam // 本論§3.2 を見よ。

⁷⁰ Iyer: *asati samāveśārthe sūtre*. *asati* は *sati* に訂正されるべきである。本論§3.2.6 を見よ。

⁷¹ 明らかに A 6.3.4 を指示している。しかし、A 6.3.4 は *manasaḥ saṃjñāyām* というように定式化されている点に注意。

会として有し、一方、術語〈手段〉は、*devano 'kṣaḥ* (「遊びの手段であるサイコロ」)の派生における、〈手段〉表示のための *lyu* 接辞の導入を適用機会として有するから、[*akṣān dīvyati* (*akṣān*, acc. pl.) の派生において、] 規則の後続性に基づいて、第二格接辞を阻止して、まさに第三格接辞が起こることになろう。

[答論] [複合語 *manasādeva* において] A 6.3.4 *manasaḥ samjñāyām* により、*manas* に後続する第三格接辞にゼロが代置されないとき、術語〈手段〉もまた [その複合語の第三格接辞導入に] 適用機会を有するから、*manasādeva* というまさにこの語形が [A 1.4.43 の術語〈手段〉と〈目的〉の共通適用の] 例である⁷²。

[VP 3.7.80.14] *sūtrārambhe tu cakārasahite samjñādvayasamāveśānyathānupapattyā dvitīyāpi siddhyati /*

一方、[*akṣān dīvyati* における *akṣa* の後への] 第二格接辞導入は、*ca* という語を伴った規則の定式がある場合に [〈手段〉と〈目的〉という] 二つの術語の共通適用がさもなくば説明が付かないという理由から、確立される。

[VP 3.7.80.15] *evaṃ kruhadruhor apy anupasargayoḥ sampradānatā upasrṣṭayos tu paratvāt karmatety evamjātīyam eva karma prāg eva pratipāditam asmābhiḥ punar api smāritam //80//*

同様に、動詞語根 *kruddh* (「腹を立てる」)・*druh* (「悪意を抱く」)の場合も、それらが *upasarga* に先行されない場合は、[怒りの矛先である *kāraka* は] 〈受益者〉と呼ばれ、一方、*upasarga* に先行される場合は、規則の後続性に基づいて 〈目的〉と呼ばれる⁷³。

まさにこのような類いの〈目的〉については我々はすでに説明したが、再びまたそれを [ここで] 思い起こさせた⁷⁴。

参考文献・略号

A: Pāṇini's *Aṣṭādhyāyī*. See Cardona 1997: Appendix.

Abhyankar, Kashinath Vasudev

1962–72 *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali, edited by F. Kielhorn, third edition, revised and furnished with additional readings, references and select critical notes by K. V. Abhyankar.* 3 vols. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute. 1: 1962; 2: 1965; 3: 1972.

Cardona, George

1970 Some principles of Pāṇini's grammar. *Journal of Indian Philosophy* 1: 40–74.

1997 *Pāṇini, His Work and Its Traditions. Volume I: Background and Introduction.* 2nd ed. Delhi: Motilal Banarsidass.

Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen

1995 *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini: Vol. 4 (Adhyāya 1 Pādas 1.4.1–1.4.110).* New Delhi: Sahitya Akademi.

KV: *Kāśikāvṛtti*: Vāmana and Jayāditya's *Kāśikāvṛtti*. See Miśra 1985.

MBh: Patañjali's *Vyākaraṇamahābhāṣya*. See (1) Vedavrata 1962–63 and (2) Abhyankar 1962–72. [References of the text of the *Mahābhāṣya* are to volumes, pages, and lines of Abhyankar 1962–72.]

Miśra, Śrīnārāyaṇa

1985 *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana, along with Commentaries Vivaraṇapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra.* 6 vols. Ratnabharati Series 5–10. Varanasi: Ratna Publications.

⁷²本論§3.2.4を見よ。

⁷³ヘーラーラーージャのこの規則の後続性に基づく術語〈目的〉の適用は、パーニニ文法学の規則適用の原則に一致しない。この点については本論§2.2.2を見よ。

⁷⁴VP 3.7.46.2 (小川 [2008: 34])を見よ。

- Ogawa, Hideyo (小川 英世)
 2000 「バルトリハリの〈能成者〉論」『インドの文化と論理 戸崎宏正博士古希記念論文集』(九州大学出版会) 533–584
 2008 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.45–54: 〈目的〉(karman) 論序」『比較論理学研究』5: 23–44.
 2009 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.55–58: 〈目的・行為主体〉(karmakartr) 論(1)」『比較論理学研究』6: 23–40.
 2010 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.59–63: 〈目的・行為主体〉(karmakartr) 論(2)」『比較論理学研究』7: 7–28.
 2011 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.64–66: 〈目的・行為主体〉(karmakartr) 論(3)」『比較論理学研究』8: 33–57.
 2012 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.67–69: A 1.4.51 akathitaṃ ca (1)」『比較論理学研究』9: 31–57.
 2014 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」(Sādhanaśamuddeśa) の研究—VP3.7.70–79: A 1.4.51 akathitaṃ ca (2)」『比較論理学研究』11: 19–61.
- Padamañjarī: Haradatta's *Padamañjarī*. See Miśra 1985.
- Pradīpa: Kaiyaṭa's *Pradīpa*. See Vedavratā 1962–63. [References of the text of the *Pradīpa* are to volumes and pages of Vedavratā 1962–63.]
- Prakāśa: Helārāja's *Prakāśa*. See Subramania Iyer 1963, 1973.
- PWT: See Cardona 1997.
- Rau, Wilhelm
 1977 *Bhartr̥hari's Vākyapadīya: Die Mūlakārikās nach den Handschriften herausgegeben und mit einem Pāda-Index versehen*. Abhandlungen für die Kunde des Morgenlandes XLII, 4. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- Subramania Iyer, K. A.
 1963 *Vākyapadīya of Bhartr̥hari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part I*. Deccan College Monograph Series 21. Poona: Deccan College.
 1966 *Vākyapadīya of Bhartr̥hari with the Commentaries Vṛtti and Paddhati of Vṛṣabhadeva*. Deccan College Monograph Series 32. Poona: Deccan College.
 1973 *Vākyapadīya of Bhartr̥hari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part II*. Poona: Deccan College.
 1983 *The Vākyapadīya of Bhartr̥hari (An Ancient Treatise on the Philosophy of Sanskrit Grammar), Containing the Ṭīkā of Puṇyārāja and the Ancient Vṛtti, Kāṇḍa II, with a Foreword by Ashok Aklujkar*. Delhi: Motilal Banarsidass.
- Uddyota: Nāgeśa's *Uddyota*. See Vedavratā 1962–63.
- Vedavratā
 1962–63 *Śrībhagavatpatañjaliviracitaṃ Vyākaraṇamahābhāṣyam (Śrīkaiyaṭakṛtapradīpena nāgojibhaṭṭakṛtena bhāṣyapradīpodyotena ca vibhūṣitaṃ)*. 5 vols. Gurukul Jhajjar (Rohatak): Hairyanā-Sāhitya-Samsthānam.
- VP: Bhartr̥hari's *Vākyapadīya*. See Rau, Subramania Iyer. [References to kārikās of the *Vākyapadīya* are made according to Rau 1977, so that kārikā numbers are given according to his edition.]

(おがわ ひでよ、広島大学 [インド哲学])

A Study of the Sādhanasamuddeśa of the *Vākyapadīya*: VP 3.7.80

Hideyo Ogawa

This paper, like its predecessors in the series, deals with the Sādhanasamuddeśa of Bhartṛhari's *Vākyapadīya* (abbr. VP), focusing on VP 3.7.80—the samuddeśa 'description' in question is the seventh of the fourteen samuddeśas that constitute the third volume of the *Vākyapadīya*. The Sādhanasamuddeśa is meant for elucidating the concept of kāraka. Pāṇini provided kāraka classifications to connect certain semantic relations with grammatical expressions. From a semantic point of view, a kāraka is what brings to accomplishment an act denoted by a verb, so that it is characterized as *sādhana* 'that which contributes the completion of an act'. A *karman* 'object', which is one of the kārakas, is the topic to be dealt with in VP 3.7.45–89.

In VP 3.7.45–46 Bhartṛhari has classified kāraka-entities to be assigned to the *karman* category as follows:

1. A kāraka-entity to be assigned to the *karman* category by A 1.4.49 *kartur īpsitamam karma*—three subtypes: that which is to be (a) made (*nirvartya*), (b) modified (*vikārya*), and (c) reached (*prāpya*)
2. A kāraka-entity to be assigned to the *karman* category by other rules
 - (a) A 1.4.50 *tathāyuktaṃ cānīpsitam*—two subtypes: (a) that which is not desired by, hateful to, an agent (*kartr*) and (b) that to which an agent is indifferent
 - (b) A 1.4.51 *akathitaṃ ca*
 - (c) A kāraka-entity which has been assigned to another kāraka category by a rule and which is assigned to the *karman* category by the subsequent rule

In VP 3.7.47–79 Bhartṛhari has discussed kāraka-entities of types 1 and 2 (b) exhaustively, drawing the conclusion that if *karman* is defined, from a semantic point of view, as that kāraka which an agent wishes to obtain through the act in which it participates, this definition, which is established by the reformulation of A 1.4.49: *kartur īpsitam karma*, can reasonably cover kāraka-entities of type 2 (b) as well as those of types 1 (a)–(b). In VP 3.7.80 (*ahiteṣu yathā laulyāt kartur icchopajāyate / viśādiṣu bhayādibhyas tathāivāsau pravartate //*), Bhartṛhari states that just as, through greed, a desire to eat what is not good for a person who is sick comes over the person, so, through fear, a desire to take poison comes over a servant who is afflicted with the fear of the servant's master. Clearly he intends to imply that the above-mentioned definition of *karman* can apply in a kāraka-entity of type 2 (a) such as poison (*viśa*) in *viśaṃ bhakṣayati* 'He takes poison'. It is important to note that, according to Bhartṛhari, kāraka entities of types 2 (a)–(b) are properly treated as 1 (c) since they have the feature of 1(c): the attainment of the status of being a cognitive object (*ābhāśopagama*, *viśayabhāvāpatti*).

In the Sādhanasamuddeśa, Bhartṛhari does not discuss a *karman* of type 2 (c). In *grāmam adhiśete* 'He dwells in a village' the village (*grāma*) is assigned the name *adhikarāna* 'locus' by A 1.4.45 *ādihāro 'dhikarānam* and the name *karman* by A 1.4.46 *adhiśīnsthāsām karma*; according to the principle of *anavakāśatva* 'lack of domain' A 1.4.46 takes precedence over A 1.4.45. In the samuddeśa in question Bhartṛhari is not concerned with derivations to be accounted for by following principles to decide which rules should take precedence over others in the kāraka section. It may be added that in his *Prakāśa* on VP 3.7.80 Helārāja seems not to be successful in explaining grammatically utterances in which kāraka-entities of type 2 (c) are involved. His interpretation of the principle of *paratva* (A 1.4.2) is untenable.